

424

特210

77

昭和十七年四月編纂

國民更生金庫と

菓子製造業者資産評價

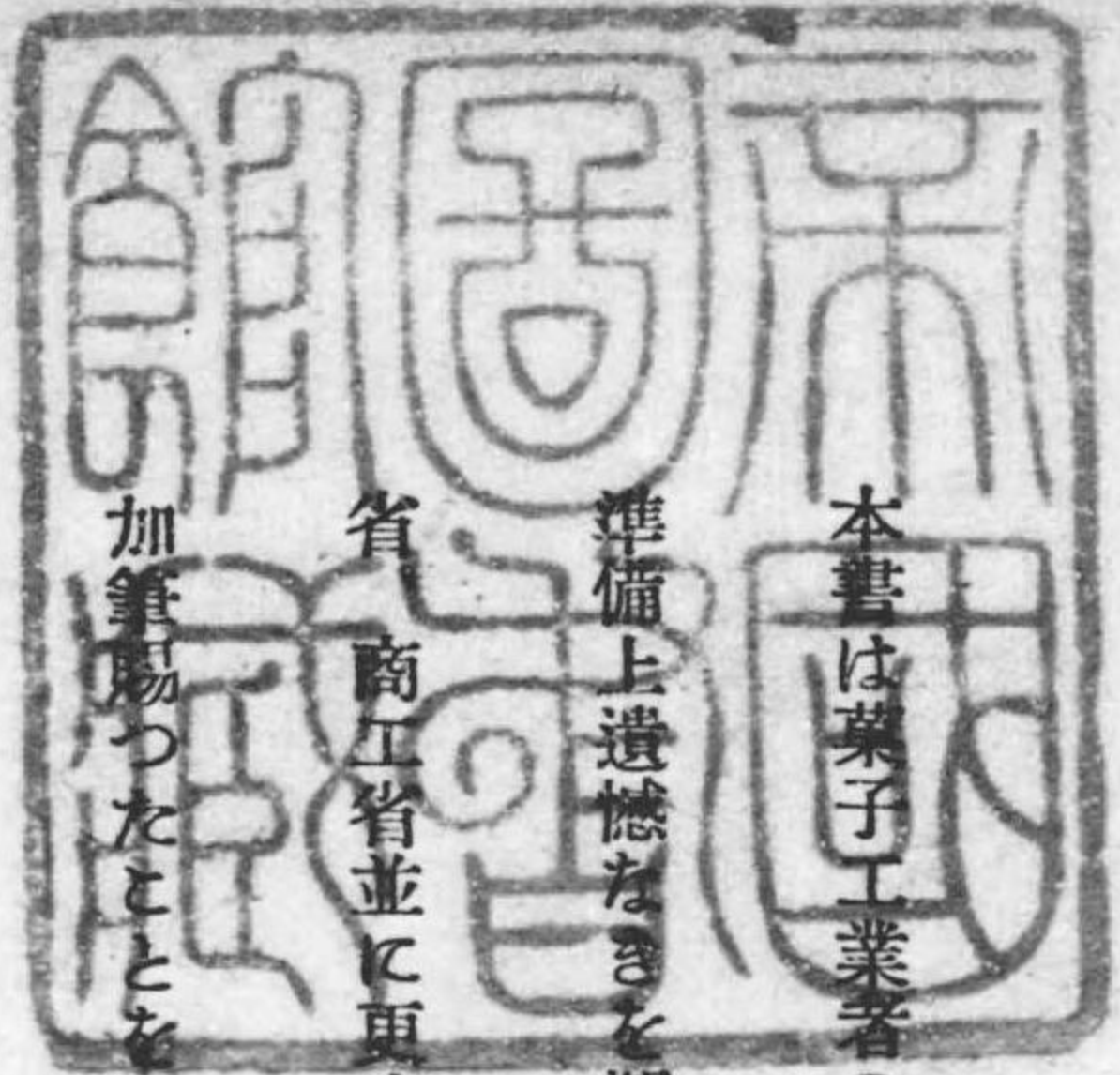
日本菓子工業組合聯合會

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



特210
71



本書は菓子工業者の資産評價に關して組合指導者が所屬廢業組合員の資産に就いて之が引受準備上遺憾なきを期するためその手引として編纂したるものであつて之が編纂に際して農林省、商工省並に再生金庫等關係各御當局が繁劇なる時間をさいて本書のこめに御校閲乃至御加筆賜つたことを厚く感謝する次第である。





目次

一、國民更生金庫設立の趣旨……………	一
二、國民更生金庫の機構……………	二
三、轉廢業者資産の評価……………	五
(一) 國民更生金庫引受資産等の評價方法基準……………	三
(二) 土地及建物の評價基準と機械業者の資産評價基準……………	五
四、國民更生金庫の貸付……………	六
五、菓子製造業者の資産評價基準……………	九
六、菓子製造業者の國民更生金庫利用の手續……………	九
七、組合の共助計畫並に利子補給……………	九
八、附 錄……………	三
(一) 國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準……………	三
(二) 土地及建物ノ評價基準……………	五

(三) 國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍並ニ同金庫ノ引受資産ノ評價ニ 當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍……………	三六
(四) 菓子製造業者資産評價基準……………	四三
(五) 轉廢業者共助施設及共助資産利子補給要綱……………	三六
(六) 菓子工業整理統合要綱……………	四四

一、國民更生金庫設立の趣旨

支那事變勃發以來、物資の不足、各種統制の強化、價格の制限輸出貿易の不振等種々の原因によつて、中小商工業部門においては、全面的に活動範圍の縮少機能の變革を餘儀なくされ、所謂轉廢業者簇出の傾向を遂次馴致するに至つた。此れが對策として商工省においては、臨時轉業對策部（現在の振興部）を設置し、専ら諸般の施策を講じて、これに對處して來たのであるが右の情勢は昭和十五年七月に公布された奢侈品等製造販賣制限規則の制定、同年九月の外交轉換に伴ふ物動計畫の改訂に依る民需の削減等に依つて急激に助長され、之に因り我が中小商工業界は一層甚大なる影響を蒙むるに至つたのである。茲に於てか政府においては、昭和十五年十月二十二日の閣議において「中小商工業者に對する對策」を決定し、轉廢業對策に劃期的な巨歩を進めることとなつた。

右の對策中には國民職業指導所國民勤勞訓練所並に國民更生金庫の三施設が含まれてゐるが、就中其の中最も注目すべきものは時局の要請に應じ、轉廢業せんとする者の舊營業用資産の處分、負債の整理等に對する便宜を供與し、以てその犠牲を可及的に僅少ならしめ、以つて轉廢業を急速且容易ならしむる目的を以つて特殊の金融機關を設置することとなつた事であつて此の機關が即ち國民更生金庫である。

二、國民更生金庫の機構

國民更生金庫は先づ前述の閣議決定に基いて、昭和十五年十二月二日、基金貳百萬圓の財團法人として誕生した。然るにその後第七十六議會に於て、國民更生金庫法が通過し、次いで同法並に同法施行令が昭和十六年七月一日より施行せらるゝこととなつた結果、同年同月二十二日、財團法人國民更生金庫を解散して、國民更生金庫法に基く資本金貳千萬圓の特殊法人國民更生金庫の設立を見るに到つたのである。國民更生金庫は、廣汎に渉る轉廢業者の資産引受に應ずる爲めに其の資本金の外に拂込資本金の十倍、即ち二億圓を限度として更生債券を發行する事が出来、言ひ換れば本金庫は最大限二億二千萬圓の資金を運轉する事が出来たのであるが、昭和十七年一月、中小企業の整理統合を促進するため、本金庫を徹底的に強化擴充轉廢業者に對する補償に萬遺憾なきを期するため、「國民更生金庫法中改正法律案」を提出し、從來の資本金二千萬圓を五千萬圓に増資すると共に國民更生債券の發行限度を拂込株金額の十倍より十五倍に引上げたのである。従つて債券の發行高は七億五千萬圓、資本金五千萬圓であるから、金庫の引受ける資産限度は八億圓である。加之、本金庫は其の業務遂行に因り相當の損害を生ずる事を覺悟して、轉廢業者の更生を圖らんとしてゐるのである。而して金庫が受くる事あるべき損失に對し政府に於て損失補償審査會の議にかけ一定の

基準に依り金庫に對し補填する事になつて居るのである。尙從來大藏大臣のなしてゐる補償基準の決定は今後は商工大臣が大藏大臣に協議の上決定する事になつた。

次に國民更生金庫の利用者資格に付ては、本金庫の目的が同金庫法第一條第一項に「時局ノ要請ニ應ジ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ル」と明記しある通り本金庫は他の金融機關と異り、専ら轉廢業者を對象とするものであつて、一般人を相手とする機關では無く營利は自ら計算の外に於てある事は勿論である。依つて金庫を利用し得る者の範圍は、商工業者を主とすることは勿論であるが、併し商工業者以外の者でも商工業者に準ずる者は本金庫を利用し得るのである。然し本金庫を利用し得る者は、單なる商工業者等であつてはならない。同じ商工業者等でも、轉廢業を爲す者でなければならぬ。そこで問題になるのは轉廢業の範圍であるが、先づ商工業者等が從來の營業を全く廢止して、他の業務又は職業に従事し、又は失業の状態にある所謂全部轉廢業の場合は問題外として、業務を縮少し、業務中の一部門を廢止し、長期休業を餘儀なくせられ、又は企業整備により合同體に参加せる場合は、一體何うなるであらうか？これらの場合でも、特殊の場合を除き、經營状態が従前に比し著しく低下し又は自己の設備により自己の計算に於て爲す營業を全く停止し、今後これが再開を全く豫想しえない様な場合であれば當然轉廢業と看做すべきであらう。

次に、如何に斯うした轉廢業者であつても、直ちに本金庫を利用し得るとは限らない。本金庫を利用し得るには、須らく轉廢業の原因が左の國民更生金庫法施行令第一條の事由に該當しなければならぬ。即ち

- 一、時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生産配給、輸出又ハ輸入ノ禁止又ハ制限
- 二、時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生産配給、輸出又ハ輸入ノ機構ノ整理
- 三、國際關係ノ變化ニ基ク輸出又ハ輸入ノ減少

四、前各號ノ事由ニ準ズル事由

等がこれであつて、或る業者が此の四つの内の就れかの事由に基いて現に轉廢業せるか又は轉廢業に準ずる様な状態に立到つて居るか當該府縣の地方長官が決定することになるのである。即ちその認定権は一に地方長官にあるのである。従つて地方長官の認定なしに自分勝手に轉廢業する所謂自由轉廢業者は、本金庫を利用し得ないわけである。

翻つて、本金庫の業務について見るに同金庫法第十七條第一項によれば、

- 一、轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資産ノ管理又ハ處分
- 二、轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資金ノ融通
- 三、轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ保證

四、前各號ノ業務ニ附帶スル事業

等が大略本金庫の業務といふことが出来る、その外、同條第二項に依り、本金庫は主務大臣の認可を受け、共助資金の融通等を爲すことが出来る。

三、轉廢業者資産の評価

國民更生金庫が轉廢業者の資産の管理又は處分の引受けを爲し、且此れに資金を融通するその根底を爲すものは資産の評価額である。資産の評価額に基いて管理處分の引受けもし、又これを見返りとして資金の融通もするのである。従つて、資産評價の適不適はまさしく轉廢業者の運命を左右するところであつて、これが決定に當つては特に慎重なる態度を必要とするわけである。

此の意味に於いて、政府に於ても、轉廢業者の資産の評価を本金庫の獨斷に委せることを避け、官民合同の委員會を設けて、そこで評價を行ひ、その評価額に基いて本金庫をして處分の引受け、資金の融通等を行はしめることとした。この目的のために設けられた委員會が即ち、轉廢業者資産評價委員會であつて、轉廢業者資産評價委員會官制に依り、商工省所管として設置されたものである。

轉廢業者資産評價委員會官制（勅令第二百二十一號、昭和十六年二月八日）次の如し、

轉廢業者資産評價委員會官制

第一條 轉廢業者資産評價委員會ハ轉廢業者資産評價中央委員會及轉廢業者資産評價地方委員會トス

轉廢業者資産評價中央委員會ハ商工大臣、轉廢業者資産評價地方委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス
轉廢業者資産評價中央委員會ハ關係各大臣ノ諮問ニ應ジ、轉廢業者資産評價地方委員會ハ地方長官ノ諮問ニ應ジ中小商工業者等ニシテ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノガ其ノ更生ヲ圖ル爲財團法人國民更生金庫等ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲ス資産ノ評價ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 轉廢業者資産評價中央委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク

轉廢業者資産評價地方委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長又ハ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 轉廢業者資産評價中央委員會ノ會長ハ商工大臣、轉廢業者資産評價地方委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 轉廢業者資産評價中央委員會ノ委員ハ三十人以内トス

轉廢業者資産評價地方委員ノ定數ハ商工大臣之ヲ定ム

特別ノ事項ヲ調査スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 轉廢業者資産評價中央委員會ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

轉廢業者資産評價地方委員會ノ委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ轉廢業者資産評價中央委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、轉廢業者資産評價地方委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 商工大臣ハ必要ニ依リ轉廢業者資産評價中央委員會ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

轉廢業者資産評價中央委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク轉廢業者資産評價中央委員會ノ幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ轉廢業者資産評價地方委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク轉廢業者資産評價中央委員會ノ書記ハ商工大臣之ヲ命ジ轉廢業者資産評價地方委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十一條 商工大臣ハ中小商工業者等ニシテ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノガ其ノ更生ヲ圖ル爲財團法人國民更生金庫等ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲ス資産ノ評價ニ關スル特別ノ事項ニ付轉廢業者資産評價中央委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲專門委員會ヲ置クコトヲ得

地方長官ハ中小商工業者等ニシテ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノガ其ノ更生ヲ圖ル爲財團法人國民更生金庫等ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲ス資産ノ評價ニ關スル特別ノ事項ニ付轉廢業者資産評價地方委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲專門委員會ヲ置クコトヲ得

第十二條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條 委員長ハ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ轉廢業者資産評價中央委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ジ同條第二項ノ專門委員會ニ在リテハ轉廢業者資産評價地方委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ商工大臣之ヲ命ジ同條第二項ノ專門委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

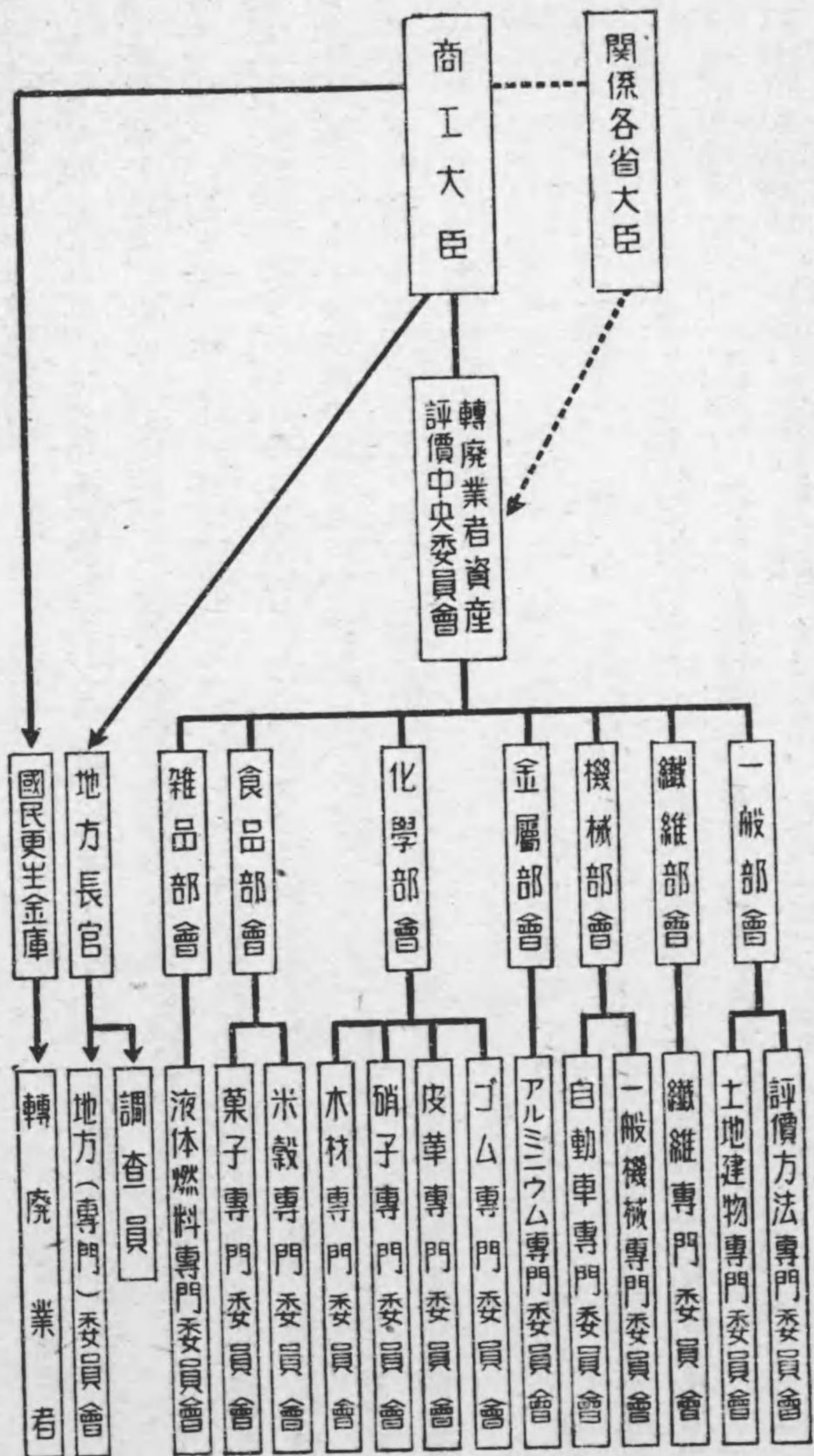
以上の官制によれば、先づ中央の機關として、商工大臣を會長とする轉廢業者資産評價中央委員會を商工省に置き、更に地方の機關として、轉廢業者資産評價地方委員會を道府縣毎に置くことゝなつてゐる。而して、中央委員會は官民の有力者三十人以内（外に臨時委員若干名）を以て構成し關係大臣の諮問に應じ、中小商工業者等にして轉業又は廢業を爲すものが、其の更生を圖る爲め國民更生金庫に對し、讓渡其の他の處分を爲す資産の評價に關する一般的基準等に付いて調査審議するのである。尙、その下に別表の如き、委員會官制第八條に依る部會及び第十一條に依る專門委員會を設けて、評價各般の適正を期してゐる。

地方委員會は、地方長官を會長とし、地方に於ける官民の有力者（東京大阪は二十人以内、他は十五人以内）を以つて組織し、地方長官の諮問に應じ轉廢業者の資産の評價に關する具體的な事項即ち實際的な評價に就いて調査審議するのである。従つて本金庫は同金庫法施行令第四條に依り、地方長官が地方委員會に諮問して決定した評價額で、資産の引取を爲すことになるのである。

以上の如く機構を整備して直ちに問題となるのは、如何にして本金庫を動かすかといふことである。本金庫を動かすには地方委員會の評價に俟たなければならない。地方委員會をして評價せしめ

轉廢業者資産評價系統圖

(昭一七、二、二五現在)



るには中央委員會に於て評價の基準を示さなければならぬ。そこで、昭和十六年三月十二日第一回總會を開催し、諮問第一號として商工大臣より「轉廢業者資産評價ノ基準如何」が諮問附議された。

そして、その説明として「戰時統制經濟ノ強化ニ依り中小商工業者等ニシテ轉廢業ノ已ムナキニ立至ルモノ相當數ニ上ルモノト豫想セラルルヲ以テ今般轉廢業對策ノ一トシテ財團法人國民更生金庫ヲ設立シ轉廢業者ノ資産整理ノ圓滑ヲ圖ルコトニナリタルガ轉廢業促進ノ實ヲ擧ゲシムル爲國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ轉廢業者ノ資産ノ引受又ハ之ヲ擔保トスル貸付ヲ爲スニ當リテハ一應營業ヲ繼續スルモノトシテノ妥當ナル評價額ニ依ラシムルノ要アリ仍テ右ニ關スル評價基準ヲ求ム」が與へられた。

右の説明によると、諮問第一號として要求された資産評價基準は、國民更生金庫と同業者團體等の兩者は夫れ々適用するものであつて、國民更生金庫の場合のみに限つてゐるものではない。また、右の基準は一應營業を繼續するものとしての妥當なる評價を求めらるものであつて、營業廢止後の不利な條件等をカバーせんとしてゐるものである。約言すれば轉廢業者にとり親心のある評價基準を求めんとするのが、本諮問の本旨であらう。

爾來、中央委員會に於いては、概ねかかる理解のもとに着々審議を進め、既に「國民更生金庫引

受資産等の評價方法基準以下十基準」の答申を終へ、地方廳に於いて夫れ／＼具體的事案につき、此れが適用を試みつゝあるのである。

評價基準の建方は、大體一般と特殊との關係の様に、一般部會に於ける「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」、「土地及建物の評價基準」と、それから機械部會に於ける「機械業者の資産評價基準」とをもつて、轉廢業者の資産評價に關する一般原則とし、爾餘の評價基準はいづれも特殊の業種に限り適用せらるる特例をなしてゐるのである。従つて、右の三基準はあらゆる業態を通じて適用され、たゞ例外規定の存する場合に限り、先づ特別基準が適用せられそれに規定無き事項には一般基準の原則が適用せられる建前になるのである。以下、各基準に付簡単に説明する。

(一) 國民更生金庫引受資産等の評價方法基準

本基準は、あらゆる基準中最とも基本的な基準であり、各業種別基準の冒頭に齊しく謳つてある様に、本基準は、次の「土地及建物の評價基準」と共に、特殊の評價基準ある場合を除きあらゆる場合の評價基準に適用されてゐる。更に又、各業種につき未だ評價基準の設定されてゐない場合は原則として、本基準及「土地及建物の評價基準」が一般原則として適用することになつてゐる。

本基準の眼目は、「第一總則」の第二號第三號及び第四號の三點にある。先づ總則第二號に於いて本基準は原價主義を斥け、時價主義を採用することゝなつた。

前述の諮問第一號において、「一應營業ヲ繼續スルモノトシテノ妥當ナル評價」を求むる爲の評價基準が要望されてゐる以上、時價をもつて評價の基準とすることが最も妥當と思はれたからである。即ち、土地、建物、原料、商品、特許權、實用新案權、有價證券等は、いづれも時價又は市價をもつて評價することゝし、只機械、設備類については相當多額の運賃据附費を要し、且つ註文製作の多い點から割出して、再取得價額によることとしたのである。ところで、茲にいはゆる時價とは、當該資産の所在地に於ける通常の取引價格であり、市價とは市場に於ける取引價格であり、再取得價額とは新規に取得するとせば必要となるべき價額である。而して、これらの價額を決定すべき評價の時期は何時かといふと、本基準は總則第六號において、「原則トシテ地方長官及國民更生金庫ニ對スル申込書提出ノ時」とした。

第二の眼目は總則第三號において所謂營業權的要素を加味したことである。通常營業權は「暖簾」と呼ばれ、超過収益力の源泉をなしてゐるもので、その組成内容としては、(イ)商號又は商標の得意先に與へる印象、(ロ)營業所等の有利なる條件、(ハ)經營者の優秀なる人格又は技術、(ニ)従業員の仕事に對する熱意、(ホ)製造上の秘訣又は秘傳、(ヘ)生産配給上に於ける獨占的事情、(ト)此等の各要素に基く人氣等が擧げられてゐる。これによつて營業權を判斷すれば、所謂營業權は全資産の集大成した總和であり、事業自體と不可分の關係にあるわけである。従つて、この様に

事業なり總資産なりと有機的に結合されてゐる營業權の評價方法としては、種々あるが本基準に於いては純益額より還元したる金額より有形的な資産の價額を控除する方法を採用することとした。

結局、總則第三號に於いて、「一應營業ヲ繼續スルモノトシテノ妥當ナル評價」を爲すといふ太義名分から、營業權も他の資産同様これを評價することとし、且つこれを獨立の資産として別個に評價處分することを避け、當該營業を組成する各資産に按分加算せらるゝ事になつて居る従つて第二號の各資産の評價額に按分加算されるのである。唯、ここに注意すべきことは、第三號の規定によつて初めて營業權要素が評價されるわけではなく、既に第二號において時價主義を採る建前から、或る程度の營業權的要素を加味してゐるといふことである。謂はば、第三號は第二號に洩れた營業權的要素を拾ひ上げるための規定である。總則第三號第一項の還元率一割は、相當議論の岐れるところであらうが、しかし全國的に一應據るべき所を示す必要から、還元率の最大公約數を推定し、此れを一割としたのである。若し、假りにこれに依る結果が著しく不適當と認めらる時は、第三項を援用して營業の種類、地方の實情等より見て適當と認められる程度に是正することが出来るのである。次に、同號第二項は第一項の純益額の算出方法を規定したものであるが、ここで問題となるのは、「必要ナル經費」の範圍である。茲にいはゆる「必要ナル經費」とは、一般會計學上の經費と多少趣きを異にし、自家勞力の評價額の外に役員の賞與、固定資産の償却所要額、地租、家屋稅等

を包含し、法人稅、所得稅、臨時利得稅、營業稅の諸稅および借入資本の利子等はこれを除外することとしてゐる。

第三の眼目は、零細なる轉廢業者に救濟の手をさしのべてゐることである。即ち、總則第四號において、第二號及び第三號によつて評價した金額が三百圓に満たないときは、右の三百圓を以つて評價總額とすることが出来る様にした。これは、國民更生金庫が轉廢業者の「更生ヲ圖ルコトヲ目的」としてゐる以上當然の措置であるが、同時に轉廢業もまた少くともこの程度までは營業權的要素を評價してもらひ、轉業資金を確保して貰ふことが出来るわけである。

(二) 土地及建物の評價基準と機械業者の資産評價基準

「土地及建物の評價基準」について見るに本基準の重心を爲すものは第二號の規定である。元來、土地及建物の時價の評價方法としては、色々の方法が考へられてゐるのであるが、いづれも一長一短があるのでここでは實行上比較的無難であり、且つ計算上最も便利な賃貸價格による方法を採用することとした。即ち、土地については地租法に基く賃貸價格に年四分二厘の還元率を乗じ、建物については家屋稅法に基く賃貸價格に價格形成委員會の答申に係る還元率を乗じて、それ／＼土地及び建物の時價を算出することとした。

次に、機械業者の資産評價基準中注意すべき點は、第二號及第三號の規定である。即ち、第二號

は機械、設備等の評價方法を示し、第三號は減價償却額の算出方法を示してゐる。

この基準によれば、機械設備等の評價は公定價格又は協定價格のあるものについてはその價格に依り、然らざるものについては別表による金額に運賃据附費等を加算して基本價額を出し、更にこれより減價償却をなして算出するのである。ところでこの減價償却額は、基本價額から残存價額を控除した金額に、一般耐用命數に對する経過命數の比を乗じて算出するのである。例へば一般耐用命數が三十年で、既に十年間使用した場合であつても入念に使用したためとか、部分品を取替へたために、今後尙二十五年間使用出来ると認められる場合は、三十年から二十五年差引いた五年償却するわけである。

四、國民更生金庫の貸付

金庫は評價委員會に於て資産の評價が決定すれば、愈々その資産の引受けをなすのであるが、その引受價額は評價委員會に於て決定した評價額によるものであつて例へば一萬圓と評價されれば、金庫の引受價格は一萬圓にしてこれが實際は七千圓にしか處分されなかつたとしても、金庫は最初の約束通り一萬圓を轉廢業者に支拂ふのである、反對に、もし一萬五千圓で處分出来たとすると、金庫はその超過分を含めた一萬五千圓を支拂ふのである。

右の引受評價額を金庫が轉廢業者に支拂ふ時期は、引受資産を實際に處分したときを原則とする處分に非常に時間がかかるやうな場合は、最長一年で一應決濟し、引受評價額の支拂ひを濟ませることとなる。

而し乍ら、實際問題として轉廢業者は、舊債務の整理、轉業轉職等に資産の必要に逼られてゐる場合が多いので、かゝる方法では即急の間に合はない、よつてこれらの者に對して、金庫は「其の資産又は資産の處分代金を見返とし引受資産の引受價額を限度として貸付をなすもの」(金庫の業務方法書)である。

その貸付方法は、「轉廢業者の舊業務用以外の資産を擔保として提供せしめ又は保證人を立てしめざる方針」(業務執行方針)である。

又「金庫の貸付金に付いては金庫が轉廢業者に支拂ふべき資産評價相當金額(資産の處分代金が當初の資産評價額に不足する場合は之に對する政府の補償金に相當す)を以て貸付元利金の回収に充當するを原則とする」ものであつて、轉廢業者のその他の資産又は収入に對し債權者としての權利を行使しないのであるから貸付をうけた轉廢業者は、金庫に資産引受價格を以て買取つて貰つたと同様の結果になる、併し金庫は貸付をなすに際して、利用者の必要資金しか貸付けない方針であつて、殘餘の分に對しては、資材が現實に處分された時支拂ふのである。

そして金庫は貸付金に對し、年三分四厘以内の利息を徴收する、これは處分價格の如何に關らず徴收されるものであつて、例へば資産評價額が五千圓と假定し、これに對して金庫の貸付金三千圓とすると、後の二千圓は資材が處分された場合に決済されるので、その際、その期間に應じて貸付金三千圓に對する利息を差引かれるのである。

併しそれ以外には、調査料、手数料は徴收しない。

代金の決済は、金庫對各組合員の關係にあるが、組合を通じて、一切の事務を取扱つた方が便宜であるので、實際の關係は金庫對組合關係になる。

處分價格が、ごく稀に評價額を超過するやうな場合があれば、轉廢業者に對して當初の評價額全額を支拂つた後、その超過額より金庫に於て管理處分に要したる費用、貸付金利子、等を控除したる残額を轉廢業者に返還することになつてをり、管理處分に要する費用は建前としては、委託者が負擔することとはなつてゐるが、金庫は少くとも引受價格に相當する金額を轉廢業者に交付するところが根本的の原則であるから、處分價格が引受價格を下る場合に於ては、管理處分に要する費用は實際問題として金庫側が負擔する結果となる。

この場合金庫は引受價格と處分價格との差額内だけは損失(但し、貸付金に對する利息を含みます)となるが、この差損額は政府より補給され、六千五百萬圓が補償されてゐる。

なほこの補償額が不足を生ずるに至れば、必要に應じて政府は増額する方針である。

五、菓子製造業者の資産評價基準

資産評價の一般的基準原則は前述の通りであるが、菓子製造業者の資産評價基準の特色は、砂糖(又は其他の主原料)が根本となり特別な基準を作成し評價したのである。菓子製造業者の資産評價のうち昭和十六年度砂糖の平均一ヶ月五〇一斤以上の人は前述の一般原則に依つて評價されて引受けられる事になる事は後に説明するが、かく一般原則たる評價基準に依り評價されて引受けられないには何故に菓子製造業者の資産の評價に關して、特別な評價基準を作らなければならない理由は、轉廢業者の数が約六萬人にも上る可能性のある菓子製造業者の資産の評價を、一々一般的基準原則にのみ従つて評價することは、時局下迅速に中小商工業者の整理統合を完遂して、一意高度國防國家建設に邁進せねばならぬ時、國家的な損害になるので、業者の特殊性を考慮し、略合理的であると思はれる評價方法を決定したのである。

以下に於いて特設した資産評價基準を詳細に説明する。

第一條(附録(四)参照)の本基準は「評價方法基準」及「土地建物の評價基準」の内特例となるもの丈を規定した故、第一條には其の旨を謳つたのである。即ち第二條以下で評價する以外は全

部「評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」で評價すると云ふことを特に述べたのであつて、砂糖の受給量五〇一斤以上の人は此等に依つて評價されることになるのである。

第二條は轉廢業者の資産の中、機械、設備等の評價方法を規定したもので一般基準に依らず、本條の評價方法に依つて評價する事を云つたものである。而して第一項に「他に評價基準の有する場合を除き」と云ふのは、菓子製造業者の資産評價基準制定以前に「機械業者の資産評價基準」が制定してある故、それで評價なし得るものはそれに依ると云ふ事を述べたもので、「モーター」等の如きものである。次に公定價格、協定價格が設定されてゐるものは勿論それに依る事を特に記し「別表第一の價格」とは前に掲載してある價格を指すので、この價格は東京に於ける九、一八停止價格である。それ故、販賣用器具のレジスターとか什器のケース等は協定價格又は度量衡の如きものは公定價格が設定されてあるので凡て其等を使用する故、別表第一には掲記してないのである。然して(公)「別表第一」の何れにも該當しないものは大體に於て非常に小さな器具で消耗品と思はれる故省略したのであるが、機械の中で型式能力の多種類あるもので、該當するものがない場合には一般評價基準に歸つて再取得價額若しくは再製作價格に依つて評價するのである。

上述の如く當該機械設備等は凡て一應新品の價格が決定されるが更にその上この價格に當該機械設備等の運搬据付等に要すべき費用をも加算して此處に於いて始めて新品を購入し運搬据付其他

一切の費用を加へて營業に使用する迄に要した凡ての費用が決定する譯である。以上に於いて新品を購入し營業に供する迄に要した一切の費用が決定するのであるが、その價格を基本にして當該機械設備等の現狀を十分に調査し、現狀より推察して今後何年位の使用に耐へ得るかを考究するのである。當該機械の耐用年數が三十年で、現在迄に二十五年使用して居るならば一般普通の場合には二十五年間分の減價償却を爲す譯であるが金庫の引受の場合には、譬へ殘存年數が五年であつても現狀を調査して地方評價委員會の委員が當該機械に改善を加へ修繕等をしてあるので今後十年の使用に耐へ得ると評價するならば耐用見込命數十年を採用し、評價比率はその年數に該當する系數四〇%を採つて前述の基本とせる價格に乗じて當該機械の現狀に基ける評價を爲し得る事になるのである。一例を挙げれば、動力製餡機大型一級品があるとすれば、それは五五〇圓であるからこれに運搬据付に要した費用が例へば一〇〇圓要したとすれば、これを加算して六五〇圓になる。今、當該機械の今後の耐用見込年數が十年であるとすれば系數五〇%を六五〇圓に乗じて三二五圓が當該機械を評價して金庫が引受ける價格となるのである。

次に第二項の意圖する所は全部について評價比率を作成する事は煩雜に耐へないし、且又小器具に就いて一々評價比率を乗ずるのも手数を増す事になるので、別表第一の價格の八割以内で現狀を斟酌して適宜評價する事にしたのである。別表第一に掲記してないものも他に評價基準が存し評價

比率係数が存する以外は凡てこれに依つて現状を斟酌して適宜評價する事にしたのである。

第三條は金庫が轉廢業者の資産を引受ける際には、その業者の過去三年間の平均一年間の純益額を一割の利率を以つて還元したる金額を總營業價額と稱してゐるのであるが、轉廢業者の營業用の資産、例へば土地、建物、機械、設備、原料、商品等を評價して其の合計額より大きい場合其の超過額だけを全營業用資産の評價額に夫々按分加算する事と謂ふ前述の一般原則である。而して菓子製造業者の中の多數の轉廢業者の個々に就いて純益額を評價する事は非常な勞力を要するので冒頭に述べた如く幾分かは矛盾があらうが、次のやうな擬制を設定して數字的に確定せる總營業價額を計算して算出せしめる事にしたのである。

第一號に就いて言へば、製菓業界に流れる砂糖の數量は日菓工聯が農林省より指定團體として指定され配給を統制してゐるので、昭和十六年度に於ける砂糖の實受給量は業者個々について判然してゐるのでこれを基準に取る事にしたのである。昭和十四、十五年度は自由取引時代であつたので果して幾何の砂糖が製菓業者の消費せしところか全然不明であるが、自由取引時代の製菓用砂糖の消費量は國內總消費量の六〇%と見るのが大過ない處であると、農林省砂糖配給の係官の言であるので、日本砂糖協會の調査に依り國內消費の數字を見ると昭和十四、十五年は夫々一、九三六萬擔、一、七〇二萬擔であるので、製菓用砂糖の類推消費量は夫々一、一六一萬擔、一、〇二二萬

擔となるのである。而して農林省食品局工業食品課が日菓工聯に配給せる昭和十六年度の數量は四八九萬擔なる故、之を基準として前記十四、十五年度の類推消費量を除すれば、十四年度、十五年度は夫々二、二一倍、二、〇八倍となる故、二、二倍、及二倍と規定したのである。

第二號は砂糖百斤當り生産額を規定したのであるが、農林省總務局價格課の調査を借用して公定價格の原料を使用し、規格通りに生産する時は米菓及チョコレートの如きは法外な生産額にのぼるものは除外して算術平均する時は一四三圓になるとの事であるので、十六年度は一四〇圓と規定し昭和十五年度は公定價格を制定する時、市價より三割位引下げたとの事であるので、還元すると一七五圓餘になるので、一六〇圓と規定し、昭和十四年當時は十六年と略同額であるとの事故、一四〇圓と規定したのである。

第三號、第四號は整備統合要綱と同種類同比率の換算率を提示したまでのもので、第三號は砂糖を主原料とするもの、第四號は其の他のものを主原料とするものをあげ、砂糖一〇〇斤に相當する數量は幾何であると示したものである。

第五號は、第三號、第四號と兩方の品種を同時に生産してゐる者の場合で、例を擧げて説明すれば和生菓子とビスケットを製造してゐる業者があるとする。今ビスケットのために主原料として小麦粉四八貫、砂糖二〇斤の受給量を有する場合、和生用の砂糖一五〇斤と、ビスケット用の主原料

たる小麦粉四八貫を砂糖に換算せる二〇〇斤との和である三五〇斤がこの業者の一ヶ月の實受量であるとして、第二號の昭和十六年度の基準量とするのであつて、砂糖の受給量一七〇斤、小麦粉の受給量六〇貫、これを砂糖に換算して二五〇斤、兩者の和である四二〇斤をこの業者の受給量であるとは決してならないのであつて、飽くまで兩者の主原料のみを合計するのである事を銘記して戴きたい。

上述の如く配給する時は、區別して配給されないかもしれないが、地方評價委員を菓子規格に則とり、生産額より類推して、當該業者の主原料として使用せる受給量を計算して、業者の受給量を不當に膨張せしめないやうに嚴重に評價して戴きたいのである。

第六號は、第五號迄に依つて業者の三年間の生産額が計算される故、それに純益率を乗する事に依り、純益額が計算される事述べたのである。昭和十六年度砂糖一ヶ月平均受給量五〇〇斤迄の者とは、十六年度内の主原料の受給量の總和を十二ヶ月で除した商が五〇〇斤以下の者を指すのであつて、砂糖のみを主原料とする者にとつては問題ないが、第三號と第四號との菓子生産者は兩者の合計の平均受給量が五〇〇斤迄の者に就いて適用されるのであつて、其の他の者に就いては一般原則に依るのである。

何故五〇〇斤迄の業者に就いてのみ適用するかといへば、全國の業者九萬三千の中、五〇〇斤の

受給量を有する者は、七萬五千に登り、八割に當るので、五〇一斤以上は個々に當つて一般原則で純益額を評價しても其の數は莫大な數に達しないと思推したからである。

次に純益率であるが、國民厚生金庫の評價方法基準に於ける純益額とは、「當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ナル經費（自家勞力ノ評價額ヲ含ム）ヲ控除シタル額」とあるので、この率の算出に當つては、日菓工聯より、全國の受給量に於いては區分を設け、生産品に於いては各種各様の業者に總收入金額より自家勞力の評價、地代、家賃、勞賃、器具、機械の減價償却額其の他一切の經費を控除したものを申告せしめて、農林省に於いて集計し平均したものである。最低、最高の範圍を設けた事は業主の事情に依り、店舗の有無、器具、機械、設備等の多少に依つて純益額に相違を生じて來る故、地方評價委員が適宜斟酌してこの範圍内に於いて純益率を定めて純益額を算出せしめるやうにしたのである。

生産卸小賣業者と云ふ者が存在するとも考へられるが、此等の者の純益率は當該業者の販賣の卸小賣の比率の大小に依つて、この範圍内に於いて地方評價委員會に於いて、然るべく決定してされるのである。

第七號は別に問題はないと思ふが、前各號を適用して一例を以て、總營業價額を算出して見る事にする。

昭和16年度=於テ1ヶ月平均受給量100斤ノ業者ノ總營業價格

第1號=ヨリ 昭和15年度 昭和14年度ハ夫々200斤220斤

第2號=ヨリ 昭和16年度ノ生産額100斤×12ヶ月× $\frac{140}{100}$ 圓=1.680圓

15年度 " 200斤×12ヶ月× $\frac{160}{100}$ 圓=3.840圓

14年度 " 220斤×12ヶ月× $\frac{140}{100}$ 圓=3.696圓

第6號=ヨリ 昭和16年ノ純益額最低1.680圓× $\frac{30}{1,000}$ 圓=50.4圓

最高1.680圓× $\frac{50}{1,000}$ 圓=84.0圓

15年 " 最低3.840圓× $\frac{30}{1,000}$ 圓=115.2圓

最高3.840圓× $\frac{50}{1,000}$ 圓=192.0圓

14年 " 最低3.696圓× $\frac{30}{1,000}$ 圓=110.88圓

最高3.696圓× $\frac{50}{1,000}$ 圓=184.8圓

第7號=ヨリ 最低總營業價格 $\left(\frac{50.4}{3} + \frac{115.2}{3} + \frac{110.88}{3}\right) \div 0.1 = 921.60$ 圓

最高總營業價格 $\left(\frac{84}{3} + \frac{192}{3} + \frac{184.8}{3}\right) \div 0.1 = 1,536$ 圓

即ち昭和十六年度に於いて平均受給量だけの業者は最低最高總營業價格は夫々九二一圓六〇錢、一、五三六圓となるのである。

備考の説明は、第三條の説明の當初に述べた如く、金庫は營業用資産を評價した額を總營業價格との差額だけを營業用資産に按分加算して引受けてくれるのであるが、その際運轉資金も營業用資産を組成するものとして一般の評價方法基準に於いては取扱ふのであるが、五〇〇斤以下の弱小製菓業者の運轉資金は營業を組成する資産の中に含まないものと特に明記して運轉資金は總營業價格から控除しない事したのである。

國民更生金庫の引受資産を評價する際に當該業者が同業者團體合同企業、存續企業等より所謂配給權、實績權等の代償として相當の共助を受くる場合には總營業價格より右共助の程度、當該轉廢業者の資産、負債及収入の状況等を考慮し適宜斟酌して減額する事になつて居るのであるが、斟酌減額の程度は共助の範圍に止むるものであつて、共助の額が比較的小額なる時は之を爲さざる事を得るのである。故に菓子製造業者の場合に於いて砂糖一斤當り五圓と云ふ共助金が交付される事に

なつて居る故、百斤の受給量の者は最大限に減額されても五〇〇圓と云ふ事になるのであるが、五〇〇圓位の比較的少額の共助金は全額減額されるやうな事は事情にもよるが無い事と思ふ。

今、百斤の受給量の者の營業用資産が三五〇圓に評價された時、この者の總營業價額は、九二一圓六〇錢で同業者團體からの共助金全額五〇〇圓減額されたとすると、四二一圓六〇錢になり、超過額が七一圓六〇錢になるが、これが所謂暖簾代（營業權）とも云ふべきものになるので、この金額が前記評價した資産に按分加算されて金庫に引受けられる事になるのである。

百斤の受給量ある者の營業用資産を評價した場合、五〇〇圓にもなる場合は器具、機械を多數使用する事に依り勞賃等の経費が省かれるので純益額が大になる譯である故、純益率を三分から五分の範囲内で地方委員會に於て適宜斟酌運用されるのである。個人間に於いて實績を讓渡して轉廢業した人々も存続企業體より共助された事になるので組合に實績權を讓渡して轉廢業した人々と同様にこの評價基準により評價される。

企業合同して業主の地位を離れ合同體の一傭人となり在來の設備の一部を合同體に提供し殘部を金庫に委託せんとする場合は一應在來の全部の器具、機械を評價して總營業價額より共助金を控除して營業權的金額を全部按分加算して、然る後金庫に引受けられる物はその按分加算した評價額に依り引受けられる事になるのである。

六、菓子製造業者の國民厚生金庫利用の手續

轉廢業者にして國民更生金庫を利用せんとする者は、國民更生金庫の業務方法書第三號の規定に従つて「主務大臣若は地方長官の指導斡旋の下に其の所屬する商業組合、工業組合、貿易組合又は自動車運送組合等に於て舊業務の整理計畫を樹立することを要する」又、組合に所屬してゐない個人の場合は同四號により「利用者が組合に所屬してゐない場合は地方長官（又は主務大臣）の指導斡旋をうけて單獨に整理計畫を樹立することを要する」と、金庫利用者は組合員であらうと否とに拘らず、取扱方法は何ら異なることはないが、何れも政府の方針に基づくこと、直接的には地方長官の指導を受けて計畫を樹立することが第一の條件である。

菓子製造業者に就いては、菓子工業整理統合要綱が決定せられ、農林省より各地方廳に通達せられた。

七、組合の共助計畫並に利子補給

金庫が轉廢業者の舊業務用資産を引受けるに當つては、殘存業者が、轉廢業者に對して、共助の精神に則り財産的援助をなすことを前提條件としてゐる。

國民更生金庫の業務執行方針の「舊業務の整理計畫に關する事項」第六號、第七號は共助計畫を規定したものであつて、即ち、

「組合、同業者團體等に於て組合員等の整理計畫を樹立する場合に於ては可能なる範圍に於て殘存業者をして共助の精神に依り轉廢業者に對し、財産的援助をなさしむる様指導せられたきこと」又つゞいて「前號の共助の方法は別に之を限定せず、例へば一定金額を一時に又は割賦を以て轉廢業者に給付すること（商業者の場合にも斯る事例多かるべし）、存續企業又は合同企業に對する出資持分を轉廢業者に割賦すること、その他當該業種の實情並に主務省の指導方針に應じ各種の方法を考慮せしむるものとする」と

と明かに共助施設について謳つてあり、更に「斟酌控除すべき共助の範圍に關する件」に於ても、「轉廢業者の業務整理に當りては、地方長官の指導斡旋の下に先づ同業者團體、合同企業、存續企業等をして相互共助の精神に則り其の團體、企業等の資力、今後に於ける負擔能力を考慮し適當なる範圍内に於て可及的轉廢業者に對する援助施設を行はしむるものとす」とある。

而して共助の方法は、「營業用資産の引受」と「金錢給付」の二つあつて、「營業用資産の引受」は「轉廢業者が業務の用に供したる機械設備その他の資産の全部又は一部を合同企業、同業者團體に於て引受るものとす」

（轉廢業者共助施設三號ノ一）とあり「金錢給付」は「轉廢業直前三ヶ年間の平均純益額の三ヶ年乃至十ヶ年分程度を基準とす」と規定されてゐる。

この共助の趣旨は、合同企業態に於て、轉廢業者に對して共助を行ひ、而もそれで足りない場合は、金庫が引受けると云ふ建前を示してゐるのである。従つて組合員のうち、合同企業態に機械設備、或は店舗を提供してゐる場合は、組合はこの施設に對して金庫の買上げと同一方法によつて買上げねばならぬのであり、之を實施しなければ金庫は貸付に應じないことになる。

併し、合同企業態が必要資材を買い上げるとなると、これに要する資金のため、經營が困難になる場合がある。政府は豫めかかる場合を豫想して、「共助資金利子補給要綱」を施行、共助全體にかゝる「共助資金の貸付」をなすとともに、之に對する、利子を補給することを規定したのである。

従つて共助主體は、無利子にて共助資金を借入れられることになるわけである。借入先は、國民更生金庫である。

八、附 錄

(一) 國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準

第一 總 則

一、國民更生金庫が商工業者ニシテ轉廢業ヲ爲スモノノ資産ノ管理處分ノ引受ヲ爲ス場合ニ於ケル評價額竝ニ組合、同業者團體、存續企業又ハ合同企業ニ於テ共助ノ精神ニ依リ轉廢業者ノ資産ヲ引取ル場合ニ於ケル評價額ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本基準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス
商工業者以外ノモノニシテ轉廢業ヲ爲スモノノ資産ノ評價ニ付テハ右基準ニ準ズルモノトス

二、資産ノ種類ニ依ル評價ノ基準ハ大要左ノ通りトス

(イ) 土地及建物ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

(ロ) 機械、設備等ハ其ノ再取得價額ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價ス

(ハ) 原料商品等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

(ニ) 特許權、實用新案權等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

(ホ) 有價證券ハ市價ヲ以テ之ヲ評價ス

前項ノ各號ニ依リ評價スルコト著シク不適當ト認めラルル場合ニ於テハ直接當該資産ノ取得又ハ製作ニ要シタル費用ヲ斟酌シテ之ヲ評價スルコトヲ得ルモノトス

三、當該營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率(別ニ定ムル場合ハ其ノ利率ニ依ル)ヲ以テ還元シタル金額(總營業價額)が當該營業ヲ組成スル資産ニ付前號ニ依リ算出シタル評價額ノ合計額ヲ超ユル場合ニハ右超過額ヲ前號ニ依ル各資産ノ評價額ニ按分加算スルモノトス

前項ノ純益額ハ當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ナル經費(自家勞力ノ評價額ヲ含ム)ヲ控除シタル金額ニ依ルモノトシ轉廢業直前三箇年間ノ平均ニ依リ之ヲ算出ス

第一項ノ金額(總營業價額)ニシテ著シク不適當ト認めラルル場合ニ於テハ營業ノ種類、地方ノ實情等ヲ斟酌シテ適宜之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

四、第二號及前號ニ依ル評價額ノ總額ガ三百圓ニ滿タザルモノト認めラルルトキハ右金額(三百圓)ヲ以テ評價總額トスルコトヲ得但シ右ノ評價ハ當該營業ヲ以テ主タル生計ノ資ト爲シ居リタル場合ニヨリ之ヲ爲スモノトス

五、評價額決定ニ當リ其ノ算定ノ基礎トナルベキ適確ナル數字ヲ求ムルコト困難ナル場合ニ於テハ實情ニ應ジ適宜ノ方法ニ依リ推算シタル數字ニ依ルモ差支ナキモノトス

六、評價額決定ニ當リ時價、市價又ハ再取得價額ヲ定ムル基準トスベキ時期ハ原則トシテ地方長官及國民更生金庫ニ對スル申込書提出ノ時トス

第二 土地及建物ノ評價

一、土地及建物ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス
二、當該營業ニトリ特ニ有利ナル位置其ノ他當該營業ノ繼續ヲ前提トスル有利ナル條件ハ其ノ儘存在スルモノトシテ評價ヲ爲スモノトス

三、當該營業ノ爲特ニ土地又ハ建物ニ加ヘタル加工費、改良費、工作費等ハ評價ニ當リ之ヲ考慮スルモノトス

第三 機械、設備、工具什器ノ評價

- 一、機械、設備等ハ之ヲ新規ニ取得スルトセバ必要トナルベキ價額ヨリ當該資産ノ現狀ヨリ勘案シタル減價償却額ヲ控除シタル額ニ依リ之ヲ評價スルヲ原則トス
- 二、前號ノ再取得價額ニハ機械、設備等ノ運搬据付ニ要スベキ費用其ノ他是等資産ヲ營業ノ用ニ供スル迄ニ直接ニ必要トナルベキ費用ヲモ見積リ加算スルモノトス
- 三、第一號ノ減價償却ハ再取得價額ヨリ當該資産ノ殘存價額ヲ控除シタル額ヲ基準トシ同種資産ノ一般耐用命數ヨリ當該資産ノ現狀ヨリ見タル今後耐用見込命數ヲ差引キタル年數ニ相當スル償却ヲ爲スモノトス
- 四、前各號ノ場合ニ於テ再取得價額ニ據リ難キトキハ再製作價額ニ據ルモノトス

第四 原料、商品等ノ評價

- 一、原材料、貯藏品、製品、商品等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス
- 二、半製品、仕掛品等ハ完成ニ要スベキ工程ヲ考慮シ完成品ノ時價ヨリ推算シタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

三、販賣ニ付禁止又ハ制限ヲ受ケタル商品等ニ付テハ類似商品ノ時價ニ依リ推算シタル價格ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

第五 無體財産權、債權等ノ評價

- 一、特許權、實用新案權、意匠權、商標等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ以テ原則トス
- 二、賣掛金其ノ他ノ債權ハ債權額ヨリ回收不能見込額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス
- 三、電話加入權ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

第六 有價證券ノ評價

- 一、有價證券ハ市價ニ依リ之ヲ評價スルヲ原則トス
- 二、市場ニ於テ普通賣買セラレズ市價ヲ求ムルコト困難ナルモノニ付テハ同種證券ノ市價ヨリ推算シタル價額ニ依リ之ヲ評價スルモノトス

(二) 土地及建物ノ評價基準

- 一、國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ引受クル轉廢業者ノ資産ノ中土地及建物ノ評價ハ「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」ニ準據シ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本基準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

二、土地及建物ノ時價ハ左ノ方法ヲ基準トシ當該土地又ハ建物ノ現狀、地方ノ實情等ヲ斟酌シテ算出スルモノトス

(イ)土地ニ在リテハ地租法ニ基ク賃貸價格ヲ年四分二厘ノ利率ヲ以テ還元スルモノトス

(ロ)建物ニ在リテハ家屋稅法ニ基ク賃貸價格ヲ別表ニ掲グル利率ヲ以テ還元スルモノトス但シ家屋稅法ニ基ク賃貸價格ノ決定ヲ見ル迄ハ當分ノ間現行賃貸價格又ハ隣接建物若ハ同種建物ノ賃貸價格ヨリ推定シタル賃貸價格ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルモノトス

三、土地又ハ建物ガ當該營業ニトリ特ニ有利ナル位置其ノ他當該營業ノ繼續ヲ前提トスル有利ナル條件ヲ有スルトキハ此等ノ條件ハ其ノ儘存續スルモノトシ前號ノ評價ニ當リ之ヲ斟酌スルモノトス

四、宅地建物等價格統制令第二條ノ規定ニ價格ノ制限ヲ受クル土地及建物ニ付テハ右ノ制限價格ヲ以テ時價ト爲スモノトス

同令第五條又ハ第六條ノ規定ニヨリ認可ヲ受ケタル土地ニ付テハ其ノ認可價格ヲ以テ時價ト爲スモノトス

五、當該營業ノ爲特ニ土地又ハ建物ニ加ヘタル加工費、改良費又ハ工作費等ハ新規ニ加工、改良又ハ工作等ヲ爲スニ要スベキ價額ヨリ減損價額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ評價額トシ第二號又ハ

前號ノ評價額ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ土地又ハ建物ガ他人ノ所有ニ屬スルトキハ加工費、改良費又ハ工作費等ハ單獨ニ之ヲ評價スルコトヲ得ルモノトス

六、土地區劃整理又ハ耕地整理施行中ノ土地ニ付テハ假換地ヲ基礎トシテ評價スルモノトス

七、土地又ハ建物ニ付所有權者ノ負擔ニ屬スル金額中未納額アルトキハ之ヲ控除シテ評價スルモノトス

八、借地上ノ權利ニ基ク有利ナル條件ハ別個ニ之ヲ評價シ建物ノ評價額ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

建物ノ賃借ニ當リ權利金ヲ支拂ヒタル場合ハ其ノ相當額ヲ以テ評價額トシ他ノ資産ニ按分加算スルコトヲ得ルモノトス

九、評價ヲ爲スニ當リテハ左ノ事項ヲ斟酌スルモノトス

(イ)當該土地又ハ建物ノ取得原價若ハ製作原價

(ロ)近隣地若ハ建物又ハ同種土地若ハ建物ノ賣買實例

(ハ)近隣地又ハ建物ヨリ生ズル賃貸料

(ニ)不動産銀行又ハ信託會社等ノ評價額

別表

構 造 別	率 (百分率)
木造(木骨造、鐵鋼モルタル塗其他ノ木骨造塗家ヲ含ム)	一三、六八
煉瓦造、石造、コンクリート造、土藏造	一一、四
鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造及鐵骨造 (鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム)	九、九六

(三) 國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍並ニ同金庫ノ引受資産ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍

國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍並ニ同金庫ノ引受資産ノ

評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍ニ關スル件

(昭和十六年九月八日藏銀第二九二九號)
大藏省銀行局長商工省振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

國民更生金庫ノ業務執行方針ニ關シテハ本年三月二十六日附藏銀第八二三號ヲ以テ通牒候處過般國民更生金庫法ニ基ク國民更生金庫ノ設立アリタルニ付テハ爾今同金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍ニ付

テハ曩ノ通牒ニ據ルノ外左記第一ニ據ルコトトシ、尙同金庫ノ引受資産ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍ニ付テハ左記第二、ニ據ルコトト致候條右御了知ノ上金庫業務ノ圓滑ナル執行方ニ付格段ノ御配慮相煩度此段及通牒候也

記

第一 國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍

一、國民更生金庫ニ於テ資産ノ引受ヲ爲スコトヲ得ベキ轉廢業者ノ範圍ハ左ノ通トス

- (1) 從來ノ營業ヲ全ク廢止シ他ノ業務若ハ職業ニ從事シ又ハ失業ノ状態ニ在ル者
- (2) 相當長期ニ亙リ休業ヲ餘儀ナクセラレ而モ再開業ノ見込立チ難ク轉廢業ト同様ノ事情ニ在ル者
- (3) 業務縮小ノ結果既往一箇年ノ純益額(國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準第一總則第三號第二項ノ算出方法ニ依ル以下同ジ)又ハ今後一箇年ノ純益見込額ガ昭和十二年以降ニ於ケル各年純益額ノ中最高ノモノノ三分ノ一以下トナリ轉廢業ト同様ノ事情ニ在ル者
- (4) 同業者ガ組合(小組合ヲ含ム以下同ジ)ノ共同施設ヲ中心トシテ其ノ企業ヲ整理統合シ之ニ依リ物資ノ配給量ノ減少等ノ事態ニ對處シ或ハ生産、配給等ノ機構ノ整備ヲ圖ル場合ニ於テ左ノ何レカニ該當スル者

- (イ) 従前ノ營業ヲ全ク廢止シテ組合ノ従業員トナル者
- (ロ) 自己ノ設備ニ依リ自己ノ計算ニ於テ爲ス營業ヲ全ク停止シ(組合員タル場合ハ其ノ資格ハ一應其ノ儘存続スルモ、營業ハ專ラ組合ノ共同施設ニ依リテノミ行フモノトス)且今後自己ノ設備ニ依リ自己ノ計算ニ於テ再ビ營業ヲ開始スルコトヲ全ク豫想セラレザル者

(ハ) 手持設備ヲ持寄り共同作業ヲ爲ス者ニシテ自己ノ設備ニ依ル單獨作業ハ全ク之ヲ廢止シ且今後自己ノ設備ニ依リ再ビ單獨作業ヲ開始スルコトヲ全ク豫想セラレザル者

(5) 同業者ガ會社ヲ組織シテ其ノ企業ヲ整理統合シ之ニ依リ物資ノ配給量ノ減少等ノ事態ニ對處シ或ハ生産、配給等ノ機構ノ整備ヲ圖ル場合ニ於テ左ノ何レカニ該當スル者

- (イ) 會社ノ設立ニ當リ從來ノ營業ヲ全ク廢止シテ會社ノ従業員トナル者
- (ロ) 會社ノ設立ニ當リ出資者トシテ之ニ參加シ自己ノ設備ニ依リ自己ノ計算ニ於テ爲ス營業ヲ廢止シ且今後再ビ開業スルコトヲ全ク豫想セラレザル者但シ設立後ノ會社ノ株式ノ過半ヲ所有スル等事實上個人企業ノ業主ニ等シキ地位ニ在ル者ヲ除ク

- 二、法人ニ付テハ前號ニ準ズルモノトス
- 三、兼業者ガ其ノ業務ノ一部門ヲ廢止スル場合ハ原則トシテ業務ヲ縮小シタルモノト看做シ其ノ業

者ノ業務全體ニ付第一號(3)ノ規定ヲ準用スルモノトス但シ特定ノ業種ニ關シ一般的ニ業者ノ整理統合ガ實施セラレタ結果兼業者ガ其ノ業務中當該業種ニ屬スル部門ヲ廢止スル場合ニ在リテハ當該部門ヲ獨立シタル一營業ト看做シ前各號ノ規定ヲ準用スルコトヲ得ルモノトス

四、前各號ノ場合ヲ通ジ轉廢業者ノ範圍ハ原則トシテ昭和十五年十月二十二日「中小商工業ニ對スル對策」閣議決定以後ニ於テ前各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニ限ルモノトス

五、組合又ハ會社ニシテ第一號(4)ノ(イ)、(ロ)若ハ(ハ)又ハ同號(5)ノ(イ)若ハ(ロ)ニ該當スル者ノ營業用資産ヲ一應組合又ハ會社ニ引取りタル後之ガ管理處分ヲ國民更生金庫ニ委託セントスルモノアルトキハ國民更生金庫ハ之ヲ引受クルコトヲ得ルモノトス

第二 國民更生金庫ノ引受資産ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍

- 一、轉廢業者ノ業務整理ニ當リテハ地方長官ノ指導斡旋ノ下ニ先ヅ同業者團體、合同企業、存続企業等ヲシテ相互共助ノ精神ニ則リ其ノ團體、企業等ノ資力、今後ニ於ケル負擔能力ヲ考慮シ適當ナル範圍内ニ於テ可及的轉廢業者ニ對スル援助施設ヲ行ハシムルモノトス
- 特ニ左ノ何レカニ該當スル場合ニ於テハ地方長官ニ於テ同業者團體、合同企業、存続企業等ヲシテ轉廢業者ニ對シ所謂配給權、實績權又ハ營業權ノ代償トシテ相當ノ給付ヲ爲サシムルト共ニ、國民更生金庫ノ資産引受價額ハ右共助ノ程度、當該轉廢業者ノ資産、負債及收入ノ狀況等ヲ

考慮シ適宜斟酌減額シテ之ヲ決定スルモノトス

(イ) 轉廢業者ノ所謂配給權、實績權等(原材料又ハ取扱商品ノ配給ヲ受クル地位又ハ權利ニシテ法令ニ基カザル事實上ノ地位又ハ權利ヲモ含ム)ヲ特定ノ同業者團體、合同企業、存續企業等ニ於テ承繼シタルトキ

(ロ) 右ノ外同業者團體、合同企業、存續企業等ニ於テ轉廢業者ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ承繼シ之ガ爲其ノ純益ガ著シク増加スベキモノト認メラル、トキ又ハ是等團體若ハ企業ニ於テ轉廢業者ノ舊營業ノ廢止ノ影響ニ因リ其ノ純益ガ著シク増加スベキモノト認メラルトキ

三、前號ノ酌減額ハ國民更生金庫ノ資産引受價額ノ評價方針ニ於テ所謂配給權、實績權又ハ營業權等ノ存在ヲ考慮ニ加ヘ居レル關係上之ヲ爲スモノナルヲ以テ斟酌減額ノ程度ハ右ニ相應ジタル範圍内ニ之ヲ止ムルモノトシ尙共助ノ額ガ比較的少額ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得ルモノトス

(四) 菓子製造業者資産評價基準

轉廢業者ノ資産評價基準ニ關スル件

(昭和十七年一月二十四日一七振興部第一四〇號)
(商工省振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

轉廢業者ノ資産評價基準トシテ今般轉廢業者資産評價中央委員會ニ於テ別紙ノ通決定相成リタルヲ

以テ貴官ニ於テ具體的ナル資産評價ヲ爲ス場合ニ於テハ右基準ニ依リ處理相成度此段及通牒候也

追而本件ニ付テハ左記ニ依リ御取扱相成度尙疑義有之候ハバ二月十日迄ニ御申越相成様致度申添候

「菓子製造業者ノ資産評價基準」ニ關スル事項

一、別表ニ掲ゲタル機械設備等ハ菓子製造業者ノ有スル主要ナルモノノミヲ舉ゲタルモノナルニ付別表ニ掲記ナキ機械設備等ノ評價ハ「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」ニ依リ評價スルコト

二、第三號第六項ノ純益率ノ適用ニ當リテハ當該業者ノ營業狀態ヲ斟酌スルノ外所有設備ノ多寡、店舗ノ有無等ヲ勘案シテ最高、最低ノ範圍内ニ於テ之ヲ行フコト

菓子製造業者ノ資産評價ニ關スル件

(昭和十七年四月二日一七振興部第七一六號)
(商工省振興部長農林省總務局長ヨリ各地方長官宛通牒)

標記ノ件ニ關シ本年一月二十四日附一七振興部第一四〇號ヲ以テ通牒致置候處今般左記ニ依リ運用相成様御了知相成度重而此段及通牒候也

追而本件ニ付疑義有之候ハバ四月十五日迄ニ御申越相成様致度申添候

記

- 一、個人間ニ於テ實績讓渡ヲ爲シタル者モ總營業價額ヲ評價スルコト
- 二、總營業價額ヨリ同業者共助金タル廢業交付金ヲ控除スル際ニハ原則トシテ砂糖受給量一斤五圓ノ割合トスルコト
- 一、個人間ノ實績讓渡ヲ爲セル者ノ控除金ハ可及的ニ賣買金額ヲ控除スルコトトシ、賣買金額判明セザル場合ハ原則トシテ一斤五圓ヲ控除スルコト、但シ道府縣ノ實情ヲ加味シ隣接府縣間ノ連絡協調ヲ保チ同業者間ニ公平適正ヲ缺カザル如ク斟酌シ得ルコト
- 一、總營業價額ヨリ廢業交付金ヲ控除スル際ハ國民更生金庫引受金額ガ三百圓(物的價格ガ三百圓ヲ超ユル場合ハ其ノ價格)以下ニ成ラザル様考慮スルコト
- 一、有限會社等ニ受給權ヲ對價トシテ出資セル者ハ總營業價額ヨリ當該出資相當額ヲ同業者共助金トシテ控除スルコト

参 考

菓子製造業者資産評價基準第三條第四號ニ於テ砂糖以外ノ主原料ヲ使用スル際砂糖ヲ併用スル使用比率ハ左記ノ如シ

品 種	主原料	砂糖百斤ニ相當スル數量	主原料ニ對スル砂糖使用比率	主原料ニ對スル砂糖使用斤數
白 米 飴	水 飴	三七貫	〇、一四三	三三斤
甘 米 菓	米	五五〃	〇、二六六	九一斤
辛 米 菓	米	五五〃	〇、〇二四	八斤
ビスケット	小麥粉	二四〃	〇、三三三	四九、五斤
燒 物	〃	二四〃	〇、六〇〇	九〇、斤
菓子	〃	四〇〃	〇、三〇〇	七五斤
食 品	〃	四〇〃	〇、〇五〇	一二、五斤

菓子製造業者ノ資産評價基準

一、國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ引受クル菓子製造業者ノ資産ノ評價ハ「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」及「土地及建物ノ評價基準」ニ依ルノ外本基準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

二、機械、設備等ノ評價ハ他ニ評價基準ノ存スル場合ヲ除キ、公定價格若ハ協定價格又ハ別表第一ノ價格（公定價格若ハ協定價格ノ設定ナキ場合）ト當該機械、設備等ノ運搬、据付等ニ要スベキ費用トヲ加算シタル額ニ、當該機械、設備等ノ現狀ヲ勘案シ別表第二ノ評價比率ヲ乘ジテ之ヲ爲スモノトス

但シ評價比率ノ定メナキモノニ付テハ當該機械、設備等ノ現狀ヲ斟酌シテ別表第一ノ價格ノ八割以内ニ於テ適宜評價スルモノトス

三、「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」ニ於ケル總營業價額ハ左ニ依リ算出スルモノトス

- 1 昭和十六年度砂糖實受給量ヲ基準トシ、昭和十五年度分ハ昭和十六年度分ノ二倍、昭和十四年度分ハ昭和十六年度分ノ二、二倍トス
- 2 砂糖百斤ニ對スル菓子ノ生産額ハ昭和十四年度ニ於テハ百四十圓、昭和十五年度ニ於テハ百

六十圓、昭和十六年度以降ニ於テハ百四十圓トス

3 和生菓子、洋生菓子、キャンデー類（白飴ヲ除ク）、掛物類、チョコレート、キヤラメル、おこし、打物、干菓子、甘納豆、瓦煎餅、油菓（揚豆ヲ除ク）、砂糖漬、乾燥物ノ生産額ハ砂糖ノ

受給量ニ基キ算出スルモノトス

4 白飴、米菓、ビスケット、焼物、パン、煎豆、揚豆ノ生産額ハ左ニ依リ夫々其ノ主原料ノ受給量ニ基キ算出スルモノトス

品 種	主 原 料	砂糖一〇〇斤ニ相當スル數量
白 飴	水	三 七 貫
米 菓	米	五 五 貫
ビスケット	小 麥 粉 類	二 四 貫
焼 物	小 麥	四 〇 貫
煎 豆、揚 豆	豆	四 〇 貫

5 第三號ト第四號ノ菓子ヲ生産スル者ノ生産額ハ、第三號ノ菓子ノ生産ニ要シタル砂糖ノ受給量ト、第四號ノ菓子ノ生産ニ要シタル主原料ノ受給量ヲ前號ノ表ニ依リ換算シタル量トノ合計

額ニ付第二號ニ依リ之ヲ算出スルモノトス

6 製造業者ノ純益額ハ昭和十六年度砂糖一ヶ月平均受給量五百斤迄ノ者ニ付左表ノ最低最高ノ純益率ヲ前各號ニ依ル生産額ニ適用シテ其ノ範圍内ニ於テ業主ノ事情ニ依リ適宜斟酌シテ之ヲ算出スルモノトス

其ノ他ノ者ノ純益額ニ付テハ「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」ニ依リ之ヲ算出スルモノトス

業 種 別	生 産 小 賣 業 者		生 産 卸 賣 業 者	
	最 低	最 高	最 低	最 高
砂糖受給量 五百斤マデ	千分ノ三十	千分ノ五十	千分ノ二十五	千分ノ四十

7 前各號ニ依リ算出セル過去三年間ノ相加平均金額ヲ一割ノ利率ヲ以テ還元シタル金額ヲ總營業價額トス

備考

第六號ノ左表ヲ適用スル場合ニ於テハ「國民更生金庫引受資産等ノ評價方法基準」第一總則
 三第一項ノ規定ニ依ル當該營業ヲ組成スル各資産中ニハ運轉資金ハ之ヲ含マザルモノトス

別表 菓子製造機械器具什器價額表

目次

別表 第一 菓子製造機械器具什器價額表

一、原料調整用機械

(1) 製餡用機械 五

(2) 製粉用機械 五

(3) 攪拌混合泡立用機械 五

二、煮沸用器具

(1) 竈 六

(2) 釜 六

(3) 鍋 六

(1)	デセー	ール機	七五
(2)	キヤラメル	切斷機	七五
(3)	アツブル	球斷機	七六
(4)	飴	引機	七六
(5)	洗	米機	七六
(6)	ドロツプ	ロール機	七七
(7)	飴	切斷機	七七
(8)	型押機、種盛機		七七
(9)	掛物機械、器具		七八
七、燒物用器具七六				
(1)	竈		七九
(2)	天	火釜	八〇
(3)	火	床	八〇

(4)	ボ	イ	ラ	八五
(5)	ダ	イ	ス	八六
三、製餅用機械器具八七					
(1)	餅	搗	機	八七
(2)	白			八七
四、伸展器具用八六					
(1)	麵		台	八六
(2)	ノシ板、トリ板			八六
(3)	パン用	ボツクス		八六
(4)	ホイロ	パン	酸酵室	八六
五、加工用器具八〇					
(1)	型			八〇
六、伸展並ニ加工用機械、器具七五					

(4) 七	輪	八二
(5) 瓦斯パイプ	八二	
八、仕上用器具			
(1) セイロ	八二	
(2) ワタシ	八五	
(3) 番	八五	
九、附屬品			
(1) 御重類、鳥ノ子重	八六	
(2) パン用附屬品	八七	
(3) 枠	八七	
二〇、特種器具			
(1) 鯛焼火鉢	八八	
(2) 今川焼	八九	

二、販賣用器具什器		九〇
(1) 瓶	九〇	
(2) 番	重(塗)	九二
別表 第二 耐用見込命數ニ依ル系数評價比率表		九二・一〇四

別表 第一 菓子製造機械器具什器價額表

一、原料調整用機械
(1) 製餡用機械

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
動力製餡機	大 型 一級品	五五〇、〇〇	
"	" 二級品	五〇〇、〇〇	
"	" 三級品	四五〇、〇〇	
小 型 一級品	四〇〇、〇〇		
" 二級品	三五〇、〇〇		
" 三級品	三〇〇、〇〇		
手廻製餡機	一斗五升用 一級品	一五〇、〇〇	
手廻餡機	一斗五升用 二級品	九五、〇〇	

(2) 製粉用機械

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
動力餡煉機	大 型 二四吋 三級品	九〇〇、〇〇	
小 型 二〇吋	七五〇、〇〇		
エンマ式 二七吋用	五〇〇、〇〇		
" 二四吋用	四〇〇、〇〇		
" 二〇吋用	三五〇、〇〇		
プロペラ式 ダブル式	三八〇、〇〇		
" 移動式	三〇〇、〇〇		
" 固定式	二五〇、〇〇		
アモンドロール機	動力用 大型 中型	一、五〇〇、〇〇 一、二〇〇、〇〇	

二、煮沸用器具

(1) 竈

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
石製竈	竈	釜一個用 鐵釜二尺二寸迄	九五、〇〇	釜二個用
煉瓦竈	竈	釜一個用 鐵釜二尺七寸迄	八五、〇〇	"
		釜一個用 鐵釜二尺二寸迄	八五、〇〇	"

動力泡立機	手廻泡立機
二袋用モーター付 アルミニウム製	銅製
銅製	アルミニウム製
鉄力製	鉄力製
一、三〇〇、〇〇	一八、〇〇
四〇、〇〇	三〇、〇〇
三八、〇〇	三〇、〇〇
	二二、〇〇

(3) 攪拌混合泡立用機械

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
動力攪拌機 (ケーキミキサ)		大型一馬力付 中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付 小型 $\frac{1}{4}$ 馬力付	二、五〇〇、〇〇 一、九〇〇、〇〇 一、二〇〇、〇〇	
動力混合機 (パンミキサ)		五袋用モーター付 三袋用 "	二、五〇〇、〇〇 一、七〇〇、〇〇	
		粉製機	八〇〇、〇〇 五〇〇、〇〇 二五〇、〇〇	
		糖機	二五〇、〇〇 五〇〇、〇〇 八五〇、〇〇	

瓦 斯 竈	鐵製移動竈	口經	一尺七寸迄	七五、〇〇	
	業務用	口經	二尺五寸	一五〇、〇〇	
	"	"	二尺四寸	一三〇、〇〇	
	"	"	二尺三寸	一一〇、〇〇	
	"	"	二尺二寸	九五、〇〇	
	"	"	二尺一寸	八〇、〇〇	
	"	"	一尺九寸	五八、〇〇	
	"	"	一尺八寸	五〇、〇〇	
	"	"	一尺七寸	四三、〇〇	
	"	"	一尺六寸	三五、〇〇	
	"	"	一尺五寸	三二、〇〇	

(2) 釜

壓力釜	二重釜	直經	二尺五寸	八五〇、〇〇	六砲 割金 増製
	"	"	二尺	五〇〇、〇〇	
	"	"	一尺六寸	三五〇、〇〇	
	特大型	一俵用	四三〇、〇〇		
	大型	二斗用	二四〇、〇〇		
	中型	一斗用	一四〇、〇〇		
	一般用	三升用	三五、〇〇		

(3) 鍋(鐵、銅、アルミニウム)

サ ワ リ	名	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
	鐵板手打錫引	仕上り重量 三貫五百匁 内經二尺三寸	九七、〇〇	
	"	三貫匁 内經二尺二寸	八四、〇〇	
	"	二貫三百匁 内經二尺一寸	六四、〇〇	

ボ
ー
ズ
(泡立)

アルミニウム板 仕上リ 四百匁	手打製 口經九寸 深五寸四分	一四、〇〇
アルミニウム板 仕上リ 三百匁	口經八寸 深四寸八分	一〇、五〇
アルミニウム板 仕上リ 二百匁	口經七寸 深四寸	七、〇〇
銅製一貫目ニ付		三五、〇〇
鐵板手打製 口經一尺一寸 深六寸五分		二二、〇〇
口經一尺	深六寸	一七、五〇
口經九寸 深五寸四分		一四、〇〇
口經八寸 深四寸八分		一一、五〇
口經七寸 深四寸		一〇、五〇
鐵板手打製 淵卷 錫引	口經一尺三寸 深一尺四分	一六、〇〇
口經一尺二寸 深九寸六分		一三、五〇

ツ
メ
ナ
ベ

アルミニウム製一貫目ニ付	内經一尺	五八、五〇
アルミニウム板 仕上リ 一貫匁	内經一尺八寸	五〇、五〇
アルミニウム板 仕上リ 一貫匁	内經一尺五寸	三三、六〇
一貫目	内經一尺四寸	二八、〇〇
七五〇匁	内經一尺三寸	二一、〇〇
六五〇匁	内經一尺二寸	一八、〇〇
五〇〇匁	内經一尺一寸	一四、〇〇
アルミニウム製一貫目ニ付		三〇、〇〇
アルミニウム板 仕上リ 一貫匁	口經一尺二寸 深七寸二分	二八、〇〇
口經一尺一寸 深六寸五分		二四、五〇
口經一尺 深六寸		一七、五〇

三、製餅用機械、器具

(1) 餅搗機

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
餅搗機	野口式	五五〇、〇〇	
	一般アングル四本柱式	三五〇、〇〇	
	網代式(大ツキ小ツキ兩用)	六五〇、〇〇	
	"(單式)	五〇〇、〇〇	
	捻り出シ機	一三〇、〇〇	

(2) 臼

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
石 臼	大 直經一尺五寸 御影石	三八、〇〇	

(5) ダイイス

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
ボイラー	小型 三尺リベット加工	四〇〇、〇〇	
"	" 二尺五寸リベット加工	一三三〇、〇〇	
"	" 二尺五寸酸素加工	一八〇、〇〇	
"	" 二尺リベット加工	一八〇、〇〇	
"	" 二尺酸素加工	一二〇、〇〇	
"	輕便ボイラー一尺六寸釜用	一三三〇、〇〇	
"	" 一尺五寸釜用	一八〇、〇〇	
"	" 一尺四寸釜用	一五〇、〇〇	

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
ダイイス	鐵製 大 二尺一 二尺二寸	一三、〇〇	
"	中 一尺八寸一 二尺	一八、〇〇	

鐵製

小一尺六寸一 一尺七寸

一二、〇〇

木	白	小	直經一尺四寸	御影石	二八、〇〇	
"	"	"	"	小松石	三五、〇〇	
"	樺製	二尺		小松石	二三、〇〇	
"	"	一尺九寸			四六、〇〇	
"	"	一尺八寸			四一、〇〇	
					三八、〇〇	

四、伸展用器具

(1) 麵 臺

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
大理石 麵 臺	三尺角以上ノモノ 厚一尺二寸 平方	七、五〇	
木製 麵 臺	三尺角ノモノ 厚二寸 横三尺 長六尺	六、五〇	
桂製 麵 臺	三尺角ノモノ 厚二寸 横三尺 長六尺	八五、〇〇	

(2) ノシ板、トリ板

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
ノシ板	一尺角ニ付 巾一尺二寸五分	一、〇〇	
トリ板	縦製板 正五分厚 巾一尺九寸五分	一、六〇	
	巾一尺九寸五分	一、〇〇	

(3) パン用ボックス

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
パン用ボックス	蓋付桂製 一板 一寸二分厚 長一尺六寸 巾一尺八寸 深一尺六寸	九五、〇〇	
"	一板 一寸厚 長一尺五寸 巾一尺八寸 深一尺六寸	七〇、〇〇	

(4) ホイロパン 酸酵室

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
ホイロパン	酸酵室	杉製 六號鐵板 四〇枚差	八〇、〇〇	
"	"	八號鐵板 四〇枚差	六五、〇〇	

五、加工用器具

(1) 型

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
食	パン	標準三斤型 鐵板製蓋付厚板製	二、三〇	
菓子	パン	鐵板 淵卷 十枚取 上寸法一尺一尺三寸 深一寸四分 厚口	一、八〇	
"	"	八枚取 上寸法一尺一寸一尺四寸 深一寸四分 厚口	一、六〇	
"	"	六枚取 上寸法一尺三寸一尺八寸 深一寸四分 厚口	二、二〇	
"	"	薄口	一、九〇	

菓子	パン	天板	銅製天板一貫目ニ付	三〇、〇〇	
洋生	用	ケーキ型	ブリキ製 プリン型	二〇	
"	"	"	パイ皿	〇八	
硝子	製	錦玉型	"	〇六	
三	笠	山型	銅型 八ツ付	一八、〇〇	
"	"	"	六ツ付	一五、〇〇	
カス	テ	ー	ラ差込型	銅製 二五付	二〇、〇〇
"	"	"	"	二〇付	一四、〇〇
"	"	"	"	一六付	一〇、〇〇
饅	頭	焼	付型	真鍮製 一〇枚	一、二〇
拔	"	"	付型	鍍金付鐵又ハ鍍力	八〇
"	"	"	型	生菓子用 大	三〇

煎餅型	羊羹舟	ワツフル型	ハシ付カステラ餡入型	シカン糖型
"	"	鑄込ミ	"	銅製
千筋型	三丁用二重格子一組	唐草型	木製	硝子製 六尺二寸
			銅製 一〇〇匁ニ付	取付 九ツ付
				手拔用バネ付一ツ付
				小型
				中型
				大型

三、二〇〇	三、五〇〇	四〇、〇〇〇	一、五〇〇	二、二〇〇	四、〇〇〇	二、二〇〇	二、五〇〇	五、五〇〇	一、二〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、二〇〇
最低價格	〇匁	五匁	種名	高所	煎餅	價格	煎餅	價格	煎餅	價格	煎餅	價格

ビスケット型	棹カステラ釜	カステラ釜
手拔用バネ付一ツ付	銅製 二寸一六寸(五本付)	銅製斤釜三寸一六寸(三本付)
大型	四寸一六寸(一斤釜)	七寸一九寸(三斤釜)
	五寸一七寸(一斤半釜)	六寸一八寸(二斤釜)
		五寸一七寸(一斤半釜)
		四寸一六寸(一斤釜)
		二寸一六寸(五本付)
		(四本付)
		(三本付)
		(二本付)
		(二本付)
		中
		小

四、五〇〇	九、八〇〇	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	九、五〇〇	一三、〇〇〇	一八、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二四、〇〇〇	一、一八〇	二、二五〇
-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------

(2) キヤラメル切斷機

デ セ ー ル 機	名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
一		號 型	二五〇、〇〇	
二		號 型	一三〇、〇〇	

六、伸展並ニ加工用機械、器具

(1) デセー ル 機

打物用木型	櫻材	祝儀不祝儀用型 木地七寸、八寸迄	四、五〇	
"	"	木地五寸、六寸迄	二、五〇	
神社佛閣供物型味嚙粉打物				
"	"	經一寸九分 三ツ付	四、〇〇	
"	"	經一寸五分 三ツ付	三、五〇	
"	"	經一寸八分 四ツ付		

木

型

"	角玉型一組	二七、〇〇	二八〇
"	三丁用平型一組	二二、〇〇	三、八ナリ
十丁一組、瓦、龜ノ子型、無地		三〇、〇〇	
五徳型七丁一組		二四、〇〇	
カルシユーム煎餅型一丁		一八、〇〇	
村雨ゲス付六ツ付		二、八〇	
玉露用ゲス付		二、七〇	
麥落雁四ツ付ヨリ六ツ付		二、五〇	
アラコ落雁六ツ付		二、三〇	
金花糖木型		二、〇〇	
打物用木型	櫻材	斤賣小落雁 木地中二寸八分 長一尺三寸五分	五、五〇
"	"	斤賣小落雁下 木地中二寸八分 長一尺三寸五分	五、〇〇

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
キャラメル切斷機	手廻シ用	八〇、〇〇	

(3) アップル球斷機

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
アップル球斷機		四八、〇〇	

(4) 飴引機

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
飴引機	大 型 小 型	三五〇、〇〇 一三〇、〇〇	

(5) 洗米機

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
洗米機	モーター掛 手廻シ	二四〇、〇〇 四五、〇〇	

(6) ドロップロール機

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
ドロップロール機	手廻シ用小型	二〇〇、〇〇	

(7) 飴切斷機

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
飴切斷機		四八、〇〇	

(8) 型押機、種盛機

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
種盛機	カルシューム煎餅用	一二〇、〇〇	
型押機	"	一八、〇〇	

(9) 掛物機械、器具

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
廻轉平鍋(金平糖機)	動力用	一、五〇〇、〇〇	
艶掛機	手廻シ用	一六〇、〇〇	
掛物壺	動力用	一、二〇〇、〇〇	
	一級品	八〇〇、〇〇	
	二級品	五五〇、〇〇	
	三級品	四〇〇、〇〇	
	本トタン製		

七、燒物用器具

(1) 竈

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
電氣竈	二〇KW 六枚取鐵板十二枚入	二、三〇〇、〇〇	
	一六KW " 八枚入	一、八〇〇、〇〇	
	一二KW 八枚取鐵板八枚入	一、四〇〇、〇〇	
	八KW " 四枚入	八五〇、〇〇	
	四KW " 二枚入	四八〇、〇〇	
瓦斯竈	二段式八枚取上下四枚	六〇〇、〇〇	
	一段式大型八枚取二枚竝ビ	三五〇、〇〇	
	一段式間口二尺二寸奥行二尺	二〇〇、〇〇	
石炭コークス竈	十枚入	一、〇〇〇、〇〇	
	八枚入	八〇〇、〇〇	
	六枚入	六〇〇、〇〇	
	四枚入	四〇〇、〇〇	

(2) 天火釜

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
瓦斯	釜	中型開口二尺二寸 小型開口二尺	一〇〇、〇〇	
木炭	釜	大型開口二尺五寸 中型開口二尺二寸 小型開口二尺	一五〇、〇〇 一一〇、〇〇 八五、〇〇	
		奥高行 二尺八寸 奥高行 二尺七寸 奥高行 二尺六寸 奥高行 二尺五寸 奥高行 二尺四寸 奥高行 二尺三寸 奥高行 二尺二寸		

(3) 火床

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
瓦斯	火床	一尺二寸—一尺五寸	七八、〇〇	
電氣	火床	一尺二寸—一尺五寸	二六、〇〇	
瓦斯	火床	一尺二寸—一尺四寸	二四、〇〇	

(4) 七輪

木炭	火床	一尺二寸—一尺五寸	一五、〇〇	
燒板 (一文字鍋)	銅製	一貫目ニ付	三〇、〇〇	

(5) 瓦斯パイプ

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
瓦斯七輪 (バーナー)	大型	二重	三五、〇〇	
	中型	"	二五、〇〇	
	小型	"	一〇、〇〇	
木炭七輪	大型		二五、〇〇	
	中型		一五、〇〇	
	小型		一〇、〇〇	

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
瓦斯パイプ	煎餅用 三本パイプ	一五、〇〇	
"	二本パイプ	一一、〇〇	

八、仕上用器具

(1) セイロ

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
セイロ	蒸物用角セイロ 檜製板厚 正八分 内經一尺五寸 深三寸八分	八、七〇	
"	"	六、九〇	
"	"	六、〇〇	
"	"	五、九〇	
"	"	五、七〇	

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
"	蒸物用角セイロ 檜製板厚 正八分 内經一尺五寸 深三寸八分	七、二〇	
"	"	五、八〇	
"	"	四、五〇	
"	"	四、二〇	
"	"	四、〇〇	
"	檜製板厚 正八分 内經一尺五寸 深三寸八分	四、五〇	
"	"	三、八〇	
"	"	三、六〇	
"	"	三、四〇	
"	"	三、一〇	

(杉材使用ニテモ同價額)

(3) 番 重		(2) ワ タ シ 枠	
番	名 稱	名 稱	名 稱
大型上	榎 製	杉大貫	内經一尺五寸角
中	中	一尺四寸角	
並	杉大貫		
中型上	榎 製		
中	中		
深	長		
三	一尺一寸五分		
一	一尺八寸五分		
二	一尺五寸		
一	二寸五分		
一、六五			
二、七〇			
一、〇〇			
二、四〇			
三、七〇			
價 額		價 額	
備 考		備 考	

蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、五〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	三、五〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、九〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、七〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、五〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、五〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、七〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	二、八〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	三、〇〇	
蒸物用角	七イロ	淺口	板厚正	五分	五厘	内經一尺五寸	深三寸	三、五〇	
價 額		價 額				備 考			

九、附 屬 品

(1) 御重類、鳥ノ子重

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
御 重 類	四重臺付 (上等品)	一七、〇〇	
鳥ノ子重	(普通品)	一二、〇〇	
鳥ノ子重	鳥ノ子重 四升用	二五、〇〇	
鳥ノ子重	鳥ノ子重 三升五合用	一八、〇〇	
鳥ノ子重	鳥ノ子重 三升用	一三、〇〇	
鳥ノ子重	鳥ノ子重 二升用	一〇、〇〇	

(2) パン用附屬品

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
パン用鐵板差シ		三〇、〇〇	

(3) 杵

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
角付ス杵	榧製板厚五分内經一尺八寸角	一、八〇	
芋羊羹杵	榧製 内部漆塗 一尺八寸	三、五〇	
蒸羊羹杵	一尺四寸角	一、一〇	
カステラ木杵	一尺三寸角	一、〇〇	
カステラ木杵	一尺二寸角	八〇	
カステラ木杵	朴製 十斤 高巾長 二尺八寸 二寸五分	三、四〇	
カステラ木杵	淺口	二、一〇	

		(2) 今川燒	
名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額
今川燒	銅製	六〇付	五五、〇〇
今川燒	銅製	四八付	四三、〇〇
今川燒	銅製	四〇付	三五、〇〇
今川燒	銅製	二八付	一八、〇〇
今川燒	瓦斯火床	六〇付	五八、〇〇
今川燒	瓦斯火床	四八付	四五、〇〇
今川燒	瓦斯火床	四〇付	三八、〇〇
今川燒	瓦斯火床	二八付	三〇、〇〇
今川燒	木炭火床	六〇付	三八、〇〇

一〇、特種器具

(1) 鯛燒火鉢

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
鯛燒火鉢	上部銅飾付	一級品	六五、〇〇	
鯛燒火鉢	上部銅飾付	二級品	三五、〇〇	

八斤長	二尺八寸	淺口	二、八〇
六斤長	一尺三寸	淺口	一、七〇
四斤長	九寸	淺口	一、六〇
二斤長	三寸五分	淺口	二、一〇
一斤長	二寸五分	淺口	一、四〇

陳列番重	塗番重			名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
	小	中	大				
	型	型	型			二、三〇	
						二、八〇	
						三、四〇	
						五、三〇	

(2) 番重(塗)塗以外ハ仕上用器具參照

地球型	經一尺五寸	價額
一尺三寸	八、〇〇	三五、〇〇
一尺二寸	七、〇〇	一、〇〇
一尺一寸	四、〇〇	一、四〇
一尺	三、〇〇	三、〇〇
九寸	一、〇〇	一、〇〇
八寸	一、〇〇	一、〇〇

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
砲彈型	大	六、五〇	
橫丸型	小	四、五〇	
橫丸型	大	六、五〇	
橫角型	小	四、五〇	
橫角型	大	六、五〇	
貓型	小	一、五〇	

(1) 瓶
一一、販賣用器具什器

價額	備考
二八、〇〇	
四〇、〇〇	
四八、〇〇	

別表 第二 耐用見込命數ニ依ル系數評價比率表

一、原料調整用機械

(1) 製箔用機械

耐用見込命數	系數	年	手廻製箔機	手廻製箔機	動力製箔機
25	100				
24	97				
23	94				
22	91				
21	88				
20	85				
19	82				
18	79				
17	76				
16	73				
15	70				
14	66				
13	62				
12	58				
11	54				
10	50				
9	46				
8	42				
7	38				
6	34				
5	30				
4	26				
3	22				
2	18				
1	14				
0	10				

(2) 製粉用機械

動力箔煉機

三〇年

耐用見込命數	系數	年	アモンドロール機	製粉機	粉糖機
25	100				
24	97				
23	94				
22	91				
21	88				
20	85				
19	82				
18	79				
17	76				
16	73				
15	70				
14	66				
13	62				
12	58				
11	54				
10	50				
9	46				
8	42				
7	38				
6	34				
5	30				
4	26				
3	22				
2	18				
1	14				
0	10				

(3) 攪拌混合泡立用機械

耐用見込命數	系數	年	アモンドロール機	製粉機	粉糖機	攪拌混合泡立用機械	動力攪拌機	動力混合機	動力泡立機	手廻泡立機
30	100									
29	97									
28	94									
27	91									
26	88									
25	85									
24	82									
23	79									
22	76									
21	73									
20	70									
19	67									
18	64									
17	61									
16	58									
15	55									
14	52									
13	49									
12	46									
11	43									
10	40									
9	37									
8	34									
7	31									
6	28									
5	25									
4	22									
3	19									
2	16									
1	13									
0	10									

二、煮沸用器具

耐用見込命數	系數	年
30	100	
29	97	
28	94	
27	91	
26	88	
25	85	
24	82	
23	79	
22	76	
21	73	
20	70	
19	67	
18	64	
17	61	
16	58	
15	55	
14	52	
13	49	
12	46	
11	43	
10	40	
9	37	
8	34	
7	31	
6	28	
5	25	
4	22	
3	19	
2	16	
1	13	
0	10	

耐用見込命數	系數	年	%
10	100	10	100
9	90	9	90
8	80	8	80
7	70	7	70
6	60	6	60
5	51	5	51
4	42	4	42
3	33	3	33
2	24	2	24
1	15	1	15
0	5	0	5

ボイラー (小型三尺リベット加工)

〃 二尺五寸 〃 〃

〃 二尺 〃 〃

一五五年

一五五年

一五五年

(4) ボイラー

金花鍋 (鐵、アルミニウム製)

ボイラー (小型二尺五寸酸素加工)

〃 二尺 〃 〃

(輕便ボイラー一尺六寸釜用)

〃 一尺五寸釜用

〃 一尺四寸釜用

一〇年

一〇年

一〇年

一〇年

一〇年

(1) 竈	(2) 釜	(3) 鍋	サワリ (鐵、アルミニウム製)	ツメナベ (〃)	ボーズ (泡立、手付) (鐵、アルミニウム製)	冷却鍋 (〃)
石製竈	二重釜	壓力釜	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年
煉瓦竈	重釜	力釜	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年
鐵製移動竈	斯竈	瓦竈	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年

四、伸展用器具

耐用見込命數	系數
年	%
20	100
19	96
18	92
17	88
16	84
15	80
14	76
13	72
12	68
11	64
10	60
9	55
8	50
7	45
6	40
5	35
4	30
3	25
2	20
1	15
0	10

(2) 石臼 (大直徑一尺五寸御影石)
 (小直徑一尺四寸御影石)
 二〇年

(1) 餅搗機
 二〇年

三、製餅用機械、器具

18	56
17	54
16	52
15	50
14	48
13	46
12	44
11	42
10	40
9	37
8	34
7	31
6	28
5	25
4	22
3	19
2	16
1	13
0	10

(5) 金冷タサ鍋
 花却 鍋 鍋 鍋 鍋
 鍋 (銅製) 鍋 (銅製)
 四〇年 四〇年 四〇年 四〇年 四〇年

耐用見込命數	系數
年	%
40	100
39	98
38	96
37	94
36	92
35	90
34	88
33	86
32	84
31	82
30	80
29	78
28	76
27	74
26	72
25	70
24	68
23	66
22	64
21	62
20	60
19	58

(3) 鍋

耐用見込命數	系數
年	%
15	100
14	94
13	88
12	82
11	76
10	70
9	64
8	58
7	52
6	46
5	40
4	34
3	28
2	22
1	16
0	10

(3) パン用ボックス

二〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
20	100	
19	96	
18	92	
17	88	
16	84	
15	80	
14	76	
13	72	
12	68	
11	64	
10	60	
9	55	
8	50	
7	45	
6	40	
5	35	
4	30	
3	25	
2	20	
1	15	
0	10	

五、加工用器具

(1) 型

菓子パン天板
カステラ釜
棹カステラ釜

二〇年
二〇年
二〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
20	100	
19	96	
18	92	
17	88	
16	84	
15	80	
14	76	
13	72	
12	68	
11	64	
10	60	
9	55	
8	50	
7	45	
6	40	
5	35	
4	30	
3	25	
2	20	
1	15	
0	10	

六、伸展並ニ加工用機械、器具

- (1) デセール機
- (2) キヤラメル切斷機
- (3) アップル球斷機
- (5) 洗米機
- (7) 飴切斷機

一〇年
一〇年
一〇年
一〇年
一〇年

耐用見込命數	系數		煎餅型	ワッフル型	ハン付カステラ箱入型
	年	%			
30	100				
29	97				
28	94				
27	91				
26	88				
25	85				
24	82				
23	79				
22	76				
21	73				
20	70				
19	67				
18	64				
17	61				
16	58				
15	55				
14	52				
13	49				
12	46				
11	43				
10	40				
9	37				
8	34				
7	31				
6	28				
5	25				
4	22				
3	19				
2	16				
1	13				
0	10				

三〇年
三〇年
三〇年

18	56
17	54
16	52
15	50
14	48
13	46
12	44
11	42
10	40
9	37
8	34
7	31
6	28
5	25
4	22
3	19
2	16
1	13
0	10

耐用見込命數	系數	
	年	%
40	100	
39	98	
38	96	
37	94	
36	92	
35	90	
34	88	
33	86	
32	84	
31	82	
30	80	
29	78	
28	76	
27	74	
26	72	
25	70	
24	68	
23	66	
22	64	
21	62	
20	60	
19	58	

廻轉平鍋 (金平糖機)

四〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
30	100	
29	97	
28	94	
27	91	
26	88	
25	85	
24	82	
23	79	
22	76	
21	73	
20	70	
19	67	
18	64	
17	61	
16	58	
15	55	
14	52	
13	49	
12	46	
11	43	
10	40	
9	37	
8	34	
7	31	
6	28	
5	25	
4	22	
3	19	
2	16	
1	13	
0	10	

艶掛機

三〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
20	100	
19	96	
18	92	
17	88	
16	84	
15	80	
14	76	
13	72	
12	68	
11	64	
10	60	
9	55	
8	50	
7	45	
6	40	
5	35	
4	30	
3	25	
2	20	
1	15	
0	10	

掛物機、器具、壺

(9) 掛物機、器具、壺
(8) 型押機、種盛機
(6) フロツプロール機
(4) 飴引機

二〇年 二〇年 二〇年 二〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
10	100	
9	90	
8	80	
7	70	
6	60	
5	51	
4	42	
3	33	
2	24	
1	15	
0	5	

七、燒物用器具

(1) 竈

瓦斯電氣竈

二〇年 二〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
20	100	
19	96	
18	92	
17	88	
16	84	
15	80	
14	76	
13	72	
12	68	
11	64	
10	60	
9	55	
8	50	
7	45	
6	40	
5	35	
4	30	
3	25	
2	20	
1	15	
0	10	

(1) 竈

石炭コークス竈

(2) 天火釜
 (4) 七輪
 (5) 瓦斯パイプ

一〇年 一〇年 一〇年 一〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
10	100	
9	90	
8	80	
7	70	
6	60	
5	51	
4	42	
3	33	
2	24	
1	15	
0	5	

九、附屬品

(2) パン用附屬品

パン用鐵板差シ

三〇年

耐用見込命數	系數	
	年	%
30	100	
29	97	
28	94	
27	91	
26	88	
25	85	
24	82	
23	79	
22	76	
21	73	
20	70	
19	67	
18	64	
17	61	
16	58	
15	55	
14	52	
13	49	
12	46	
11	43	
10	40	
9	37	
8	34	
7	31	
6	28	
5	25	
4	22	
3	19	
2	16	
1	13	
0	10	

一一、販賣用器具、什器

(1) 瓶

一五年

「参考」菓子製造機械器具什器協定、公定價額表

目次

一、協定價格 一〇六

 釜 一〇六

二、公定價格

 釜 一〇七

 度量衡 一〇八

 (1) 自働秤 一〇八

 (2) 棹秤 一一三

 (3) 臺秤 一二四

 モートル 一二七

 販賣用器具什器 一二八

 (1) ケース 一二八

 (2) 金銭登録器 一二七

耐用見込命數	年	係數	%
15		100	
14		94	
13		88	
12		82	
11		76	
10		70	
9		64	
8		58	
7		52	
6		46	
5		40	
4		34	
3		28	
2		22	
1		16	
0		10	

(2) 番 重 (塗)

一五年

「參考」菓子製造機械器具什器協定、公定價額表

一、協定價額

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
平 釜	銅製 一貫目ニ付 鑄物製 三尺	三三、〇〇	
	二尺八寸	三七、七〇	
	二尺五寸	三〇、二〇	
	二尺	一八、九〇	
	二尺一寸	七、五五	
	二尺	一三、〇〇	
	一尺九寸	一〇、四〇	
羽 反 釜		七、八〇	

二、公定價額

名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
普 通 釜	銅製 一貫目ニ付	三八、〇〇	
	鐵製 口徑 二尺二寸	四四、八五	
	二尺一寸	三九、〇〇	
	二尺	二五、三五	
	一尺九寸	二三、四〇	
	一尺八寸	一九、五〇	
	一尺七寸	一五、六〇	
	一尺六寸	一三、六五	
	一尺五寸	一一、七〇	
	一尺四寸	九、三六	
	一尺二寸五分	七、四一	

度量衡
(1) 自働秤

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
トリド式自働秤	一疋 目盛 二瓦	一〇五、八〇	
"	二疋 五瓦	一八七、七〇	
"	五疋 一〇瓦	二二三、〇〇	
"	一〇疋 二〇瓦	二六九、六〇	
"	三〇疋 五分瓦	一〇七、〇〇	
"	五〇疋 一瓦	一八九、〇〇	
"	一〇〇疋 五分瓦	二一四、〇〇	
"	二〇〇疋 一瓦	二七一、〇〇	

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額
スプリング式自働臺秤 (車付)	一五式 一三〇〇疋 目盛 二〇〇疋	一六三、四〇
"	二五〇〇疋 一五〇〇疋瓦	一二六、〇〇
"	三二〇〇疋 一〇〇〇疋瓦	一〇三、三〇
"	五〇〇疋 一疋	一五九、七〇
"	二五〇疋 五〇〇疋瓦	一二二、二〇
"	一五〇疋 五〇〇疋瓦	一〇一、四〇
"	二〇〇疋 五〇〇疋瓦	七三、六〇
"	一五〇疋 二〇〇疋瓦	七三、六〇

斜面自働上皿秤						
秤量	目盛	折皿増	秤量	目盛	折皿増	秤量
八〇三匁	二〇瓦	一八、九〇	三〇〇匁	五瓦	一六、四〇	一四〇〇匁
七二匁	二〇瓦	一八、九〇	一〇〇匁	五瓦	一七、六〇	八〇〇匁
三〇〇匁	五瓦	一六、四〇	四〇〇匁	一〇瓦	一五、一〇	三〇〇匁
一〇〇匁	五瓦	一七、六〇	二〇〇匁	二瓦	一五、一〇	七二匁
三〇匁	二瓦	二〇、二〇	一〇〇匁	一瓦	一五、一〇	一〇三匁

上皿型自働秤 (家庭秤)						
秤量	目盛	折皿増	秤量	目盛	折皿増	秤量
五〇〇匁	二瓦	八、二〇	二〇〇匁	一瓦	八、二〇	一四匁
二〇〇匁	一瓦	八、二〇	一〇〇匁	五〇瓦	七三、七〇	二七匁
一〇〇匁	五〇瓦	七三、七〇	五〇匁	一〇〇瓦	七三、七〇	二〇匁
五〇匁	二〇瓦	七三、七〇	二〇匁	五〇瓦	七三、七〇	二〇匁
二〇匁	五〇瓦	七三、七〇	一〇匁	二〇瓦	七三、七〇	二〇匁
五〇匁	一〇瓦	七三、七〇	五〇匁	一〇瓦	七三、七〇	二〇匁

片折皿、 兩折皿ハ八〇錢増シ	三〇〇 〇〇 分瓦	一〇〇 〇〇 分瓦	三〇〇 〇〇 分瓦	一貫二〇〇 〇〇 分瓦	增錘、貫二組付 三〇〇 分瓦	三〇〇 〇〇 分瓦	五〇〇 〇〇 分瓦	二一、九〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇、二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三二、八〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五、七〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三二、六〇

上皿 棹秤	名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
上皿 自働秤	(2) 棹秤	二回轉式 秤量 六匁 一貫六〇〇 分瓦 目盛 一〇瓦	一八、九〇	
秤量 一〇匁	目盛	五瓦	三三、〇〇	
五匁	〃	〃	二六、六〇	
一匁	〃	五〇〇匁	二〇、七〇	
一〇〇瓦	〃	五〇匁	三二、〇〇	
增錘貫系一組付 一〇匁 三貫	目盛	一五瓦	三五、五〇	
〃	〃	〃	二九、四〇	

(3) 臺秤

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
臺	秤			
休付	秤量二、〇〇〇	目盛 二	四一四、四〇	
"	"	目盛 五〇〇	二五二、三〇	
"	"	目盛 五〇〇	一七九、七〇	
"	"	目盛 二〇〇	一三一、九〇	
休ナシ	二五〇	一〇〇	一一四、九〇	
"	"	一〇〇	八三、四〇	
小型	一〇〇	五〇	五九、八〇	
"	"	二〇	五九、九〇	
"	"	一〇	五八、九〇	
貫系増錘一組付	二、〇〇〇	目盛 二〇	四二四、七〇	
休付	秤量 二、〇〇〇	目盛 二〇		

"	"	"	"	"	"	"	"	"
小型	"	"	休ナシ	"	"	"	"	"
一五〇	二〇〇	四五〇	二五〇	一五〇	二七五	二〇〇	一、〇〇〇	二五〇
貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
"	"	"	"	"	"	"	目盛 五〇〇	目盛 一〇〇
二〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇
匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁
六三、二〇	六三、五〇	八五、〇〇	一一五、三〇	一三四、三〇	一八四、五〇		二五八、三〇	

モ ト ル	名 稱	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
モ ト ル	電動機	三相 二馬力	一四〇、〇〇	
"	"	" 一馬力	一一〇、〇〇	
"	"	" 1/2馬力	九五、〇〇	
"	"	單相式 1/2馬力	一三〇、〇〇	
"	"	1/4馬力	九〇、〇〇	

モ
ト
ル

"	"	"	"	小型	"
"	"	"	"	秤量	"
"	"	"	"	一〇〇 二五貫	目盛
"	"	"	"	一五〇 一六貫	"
"	"	"	"	二〇〇 五貫	一五〇 〇〇瓦

"	"	"	"	"	貫系增錘一組付	二〇 五貫	目盛	一 二〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	增錘二組付	二〇 〇〇貫	目盛	二〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	休付 秤量	五〇 〇〇貫	目盛	二〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	"	一、〇 二五〇 〇〇貫	"	一五 〇〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	"	二七 五〇 〇〇貫	"	一五 〇〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	"	一五 二〇 〇〇貫	"	二 五〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	休ナシ	二五 五〇 〇〇貫	"	一 二〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	"	四五 〇〇 〇〇貫	"	一 二〇 〇〇瓦
"	"	"	"	"	"	二六 八、六〇		二六 八、六〇
"	"	"	"	"	"	四三 四、四〇		四三 四、四〇
"	"	"	"	"	"	一四 一、八〇		一四 一、八〇
"	"	"	"	"	"	一九 三、〇〇		一九 三、〇〇
"	"	"	"	"	"	八九 、七〇		八九 、七〇
"	"	"	"	"	"	二二 一、二〇		二二 一、二〇

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
八尺煎餅臺		間口八尺 天厚硝子入 裏面戸棚付 高サ三尺八寸 他ハ全部一分硝子入	一八〇、〇〇	二荷造費 〇〇〇
平面式乾菓子ケース		間口八尺 天厚硝子引戸 奥行四尺 中仕切厚硝子(二本繼) 高サ前二尺 使用三十二コマ 後二尺五寸	三七五、〇〇	"
五尺乾菓子ケース		間口五尺 奥行上一尺 總厚硝子組合セ防濕 下一尺三寸 完全廿四コマ(勾配)	一八五、〇〇	一荷造費 〇〇〇
四尺乾菓子ケース		間口四尺 奥行一尺三寸 總厚硝子組合セ防濕 高サ三尺三寸 完全十八コマ	一四五、〇〇	"
奥深ケース		間口四尺 棚二枚入天井厚硝子他 奥行一尺八寸 一分硝子 高サ三尺三寸	六〇、〇〇	荷造費 五〇〇
勾配用木椽無シケース		間口六尺 奥行二尺 棚二枚入 高サ三尺三寸 全部厚硝子椽無シ	一一八、八〇	"
"		間口三尺 奥行一尺七寸 高サ三尺五寸	七五、〇〇	荷造費 九〇〇
"		間口四尺 奥行一尺七寸 高サ三尺五寸	九〇、〇〇	"

名	稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
八尺煎餅臺		間口八尺 天厚硝子入 裏面戸棚付 高サ三尺八寸 他ハ全部一分硝子入	一八〇、〇〇	二荷造費 〇〇〇
平面式乾菓子ケース		間口八尺 天厚硝子引戸 奥行四尺 中仕切厚硝子(二本繼) 高サ前二尺 使用三十二コマ 後二尺五寸	三七五、〇〇	"
五尺乾菓子ケース		間口五尺 奥行上一尺 總厚硝子組合セ防濕 下一尺三寸 完全廿四コマ(勾配)	一八五、〇〇	一荷造費 〇〇〇

販賣用器具什器
(1) ケース

内線工事費出願費共	九〇、〇〇
シャフトブローリー工事 一尺當リ	一二、〇〇

中正面式ケース	片丸カウンターケース	五角ケース	兩丸ケース
間口四尺五寸 奥行一尺五寸 他一分硝子 棚厚硝子二枚入	間口五尺八寸 奥行一尺五寸 天上棚引戸厚硝子 他一分硝子張	間口二尺五寸 奥行二尺五寸 三方アングル立 棚厚硝子他一分硝子 腰ニユム張	間口五尺八寸 奥行一尺八寸 丸及引戸天上棚厚硝子 他一分硝子張 腰ニユム張
七、〇〇	一〇〇、〇〇	一五八、〇〇	二二五、〇〇
荷造費 六、〇〇	〃	荷造費 一五、〇〇	〃

店頭用三段式陳列臺	店頭用雛段式特價臺
間口五尺 奥行一尺七寸 高サ三尺五寸 〃	間口四尺 奥行二尺三寸 高サ二尺三寸 〃
間口三尺 奥行二尺七寸 高サ二尺三寸 〃	間口五尺 奥行二尺五寸 高サ二尺三寸 〃
間口四尺 奥行二尺三寸 高サ二尺三寸 〃	間口四尺 奥行二尺五寸 高サ二尺五寸 〃
間口三尺 奥行二尺 高サ二尺五寸 廻轉車付	間口五尺 奥行二尺五寸 高サ二尺五寸 〃
一二五、〇〇	八八、〇〇
荷造費 九、〇〇	荷造費 三、〇〇

勾用上置附合ケース		勾配用ケース	
間口三尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	間口三尺 奥行一尺二寸 高サ二尺	間口四尺 奥行一尺二寸 高サ二尺	間口三尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸
全部厚硝子 木縁無し	同上	同上	同上
八二、五〇	四六、〇〇	四六、〇〇	五七、五〇
荷造費	荷造費	荷造費	荷造費

丸型引手付ケース	丸型ケース	小型土間置ケース	片丸小型土間置ケース
間口五尺 奥行一尺八寸 高サ五尺五寸	間口二尺 奥行二尺 高サ五尺三寸	間口三尺 奥行一尺五寸 高サ三尺五寸	間口四尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸
丸硝子及棚引戸厚硝子 他ハ一分張	丸硝子及棚厚硝子入 他ハ正一分張	天棚厚硝子 他一分硝子	天棚丸厚硝子二枚入 他一分硝子
三二〇、〇〇	一三七、〇〇	八八、〇〇	八六、五〇
荷造費	荷造費	荷造費	荷造費

傾斜付曲折ケース	二尺ケース	一尺五寸角ケース	一尺三寸角ケース	一尺五寸角ケース	角丸ケース
"	"	"	"	橋材	
間口外法六、五、二、九 内法四、七、三、〇 高サ三尺三寸 奥行一尺五寸	間口二尺 奥行一尺三寸 高サ四尺	間口一尺五寸 奥行一尺五寸 高サ五尺	間口一尺三寸 奥行一尺三寸 高サ四尺	間口一尺五寸 奥行一尺五寸 高サ四尺	間口三尺 奥行一尺三寸 高サ一尺五寸
天中棚曲板厚硝子 他ハ一分硝子 入中棚巾一尺二寸 枚入臺輪又ハ足	天、中棚厚硝子入 他ハ一分	天、中棚一分厚硝子 一枚開キ	天、中棚正一分厚硝子 一枚開キ	天、棚正一分厚硝子 一枚開キ	"
二〇三、五〇	四三、〇〇	四五、〇〇	二五、〇〇	二八、〇〇	三〇、八〇
荷造費 一五、〇〇	"	"	"	荷造費 五、〇〇	荷造費 五、〇〇

床上賣場用ケース	砂糖入ケース	檜材	檜材	檜材	檜材	檜材
"	"	"	"	"	"	"
間口四尺 奥行一尺三寸 高サ一尺五寸	間口五尺 奥行一尺七寸 高サ三尺	間口四尺 奥行一尺七寸 高サ三尺	間口三尺 奥行一尺七寸 高サ三尺	間口三尺 奥行一尺七寸 高サ三尺	間口五尺 奥行一尺五寸 高サ三尺	間口五尺 奥行一尺五寸 高サ三尺
裏面抽出二ヶ付	天棚厚硝子 他ハ一分硝子入 裏面抽出三ヶ付	"	"	格一個間一俵入	"	"
三五、八〇	五九、〇〇	四三、三〇	六九、〇〇	五七、五〇	四八、九〇	六五、〇〇
"	"	荷造費 五、〇〇	"	"	荷造費 三、〇〇	荷造費 五、〇〇

(2) 金銭登録器

名 稱	型 式、能 力 又 ハ 寸 度	價 額	備 考
N A R R O W	N 七二一〇	五七〇、〇〇	
	N 七二四〇	六二五、〇〇	
	N 七二四六	七五〇、〇〇	
	N 七三〇二	七五〇、〇〇	
	N 七三〇六	八七五、〇〇	
日本金銭登録器	七五六G	九七五、〇〇	
	A 一七三一H	一、二一〇、〇〇	
	" E	一、三六〇、〇〇	
	A 一七四一H	一、二九〇、〇〇	
	A 一七四一E	一、四二〇、〇〇	
	A 一七五一H	一、四八〇、〇〇	

名 稱	型 式、能 力 又 ハ 寸 度	價 額	備 考
曲折ケ	間口外法五、五×四、〇 内法四、〇×二、五 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	一六〇、〇〇	天中棚曲厚板硝子 他ハ一分硝子 天棚巾一尺二枚入 臺輪又ハ足
置ケ	間口五尺 奥行一尺八寸 高サ三尺三寸	七四、三〇	天棚厚硝子 他一分硝子
"	間口五尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	五九、五〇	
"	間口四尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	五一、〇〇	
"	間口三尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	四二、〇〇	
"	間口二尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	五七、五〇	棚厚硝子 他一分硝子
"	間口三尺 奥行一尺五寸 高サ三尺三寸	七〇、五〇	

NATIONAL		
AF一七三一H		一、三一〇、〇〇
八四二H		一、四七五、〇〇
" E		一、七二五、〇〇
八五二H		一、五五〇、〇〇
" E		一、八〇〇、〇〇

(五) 轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給實施ニ關スル件

(昭和十六年九月五日十六振第五六七九號)
商工次官大藏次官農林次官ヨリ各地方長官宛通牒

時局ノ要請ニ應ジ轉廢業ヲ餘儀ナクセラレタル中小商工業者ニ對シテハ政府ノ施設ニ俟ツノミナラズ先ヅ其ノ所屬組合等ノ同業者團體等ヲシテ相互共助ヲ行ハシムルコト極メテ肝要ナルヲ以テ今般別紙「轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱」ニ依リ轉廢業者ニ對スル共助施設ヲ實施セシムルト共ニ共助施設ニ必要ナル資金ノ借入ニ對シテハ利子ヲ補給スルコトト相成候ニ付テハ貴管下ニ

於テモ右趣旨ニ則リ周到ナル指導監督ヲ爲シ以テ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキ様格別ノ配慮相成度依命此段及通牒候也

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱

一、趣旨

轉廢業ニ對スル施策ハ政府ノ施設ニ俟ツノミナラズ同業者ノ共助ニ依ルノ要アリ、從テ時局ノ要請ニ應ジ轉廢業セントスル中小商工業者ニ對シテハ先ヅ同業者ノ組織スル團體等ニ於テ相互共助ノ精神ニ立脚シ此等轉廢業者ノ資産ノ整理等ヲ行ヒ以テ轉廢業ノ圓滑ナル實施ヲ促進スルモノトス

二、共助ノ主體

商業組合(聯合會ヲ含ム)、工業組合(聯合會ヲ含ム)、小組合、有限會社其ノ他ノ企業合同體及統制會等トス

三、共助ノ種類及方法

同業者ノ共助施設ハ左ノ方法ニ依ルモノトシ具體的ニ行政官廳ノ指導斡旋ヲ受ケタル場合ニ限ルモノトス

(一) 營業用資産ノ引取

轉廢業者ガ業務ノ用ニ供シタル機械設備其ノ他ノ資産ノ全部又ハ一部ヲ同業者團體、合同企業又ハ存續企業ニ於テ一定評價額ヲ以テ引取ルモノトス

前項ノ評價額ハ資金ノ借入ヲ要スル場合ニ於テハ轉廢業者資産評價地方委員會ノ答申ニ基キ地方長官ノ決定セル評價額ニ依ルモノトス

(二) 金錢ノ給付

轉廢業者ニ對シ一時ニ又ハ數ケ年以内ニ於テ月、半年又ハ年賦ヲ以テ金錢ヲ給付スルモノトス此ノ場合ニ於ケル給付金ノ額ハ原則トシテ轉廢業直前三ケ年間ノ平均年純益額ノ三ケ年乃至十ケ年分程度ヲ基準トス

前項ノ平均純益額ノ計算ニ付テハ國民更生金庫ニ於テ轉廢業者ノ資産引受ヲ爲ス際ニ於ケル平均純益額ノ計算ニ準ズルモノトス

(三) 其ノ他行政官廳ノ承認アリタルトキハ當該業種業態ニ應ジ實情ニ即シタル方法ヲ採用スルコトヲ得

四、共助資金

第三號ニ依リ共助施設ニ要スル資金ハ共助主體ノ收入スル配給手数料若ハ其ノ收益ノ一部ヲ先ツ之ニ充當シ又ハ共助主體ニ於ケル既存積立金ノ一部ヲ取崩シ之ニ充當スルモノトシ尙不足スル部

分ハ借入金ニ依ルモノトス

借入金ヲ爲シタル場合ニ於テハ爾後ニ於テ收入スベキ配給手数料又ハ收益ノ一部ハ之ヲ借入金ノ償還準備金トシテ積立ツルモノトス

五、共助資金ノ借入

(一) 共助資金ヲ借入スル場合ノ手續ハ別紙「共助資金取扱要綱」ニ依ルモノトス

(二) 共助資金ノ融通機關ハ差當リ國民更生金庫ノミトス

(三) 借入金ノ償還期限ハ据置期間三ケ年以内ヲ含ミ十ケ年以内トス

(四) 借入金ノ償還方法ハ割賦又ハ五ケ年以内ノ定期トシ其ノ利率ハ年四分以内トス

六、共助資金利子補給

借入金ニ對シ支拂期限到達シタル利子ノ全額ヲ國庫ヨリ共助主體ニ補給ス

共助資金利子補給ノ手續ハ別紙「共助資金取扱要綱」ニ依ルモノトス

(別紙)

共助資金取扱要綱

- 一、組合等ノ團體ニ於テ本資金ノ融通ヲ受ケントスルトキハ共助資金借入申込書(別紙様式第一號)
- 二、通ヲ作成シ一通ヲ管轄地方長官ニ一通ヲ國民更生金庫ノ最寄事務所ニ提出スルモノトス

- 二、組合等ノ團體ハ共助資金借入申込ト同時ニ共助資金借入利子補給申請書（別紙様式第二號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣ニ提出スルモノトス
- 三、地方長官竝ニ國民更生金庫一號ノ借入申込書ヲ受理シタルトキハ兩者協議ヲ遂ゲタル上地方長官ニ於テ本資金ノ融通ヲ適當ト認メタルモノニ對シ國民更生金庫ニ於テ貸付ヲ爲スモノトス
- 四、國民更生金庫前號ノ貸付ヲ爲シタルトキハ共助資金貸付報告書（別紙様式第三號）ヲ商工大臣ニ提出スルモノトス
- 五、共助資金ヲ借入タル組合等ノ團體（以下單ニ借受主體ト稱ス）ハ支拂期限到達セル利子ノ補給ヲ受ケントスルトキハ共助資金借入利子補給金交付請求書（別紙様式第四號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣宛提出スルモノトス
- 六、借受主體ハ政府ヨリ支給サルベキ補給金ノ受領ヲ國民更生金庫ニ委任爲シ得ルモノトス
- 七、借受主體ハ本資金ヲ一部繰上償還又ハ全額償還ナシタルトキハ共助資金一部繰上償還報告書（別紙様式第五號）又ハ共助資金償還報告書（別紙様式第六號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣宛提出スルモノトス

共助資金關係諸様式

「別紙」様式第一號 （用紙ハ總テ日本標準規格B列五番ニ據ルコト）

共助資金借入申込書

額 圓

- 一、資金ノ用途 轉廢業者ノ營業用資産ノ引取、金錢ノ給付、其ノ他何々
 - 一、償還方法 半年賦（又ハ何々）
 - 一、期限 何年据置何年何月迄ニ償還
- 右ニ依リ共助資金融通相受度申込ニ關スル調書相添ヘ此段申込候也
- 年 月 日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長

氏

名

地方長官氏名
國民更生金庫理事長氏名 各宛

備考 (一) 組合以外ノ借入申込ハ之ニ準ズルモノトス 以下同ジ

(二) 擔保又ハ保證人アルトキハ期限ノ次ニ一項ヲ設ケ擔保物ノ明細又ハ保證人ノ氏名ヲ記載スルコト

附屬

共助資金借入申込ニ關スル調書

主タル事務所ノ所在地
何々々々
組合

(一) 共助計畫ニ對スル財源ノ内譯

計	財源ノ内譯				所要額
	圓	圓	々	圓	
					營業用資産ノ引取 圓
					金錢ノ給付 圓
					其他何々 圓
					自己資金 圓
					借入金 圓
					其ノ他 圓
					計 圓
					備考

注意事項 金錢ノ給付ノ方法ヲ具體的ニ備考欄ヘ記載ノコト

昭和 年度	年度別 償還額	償還財源			
		手数料	使用料	積立金	財産賣却 何々
計	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓
	圓	圓	圓	圓	圓

(三) 共助資金償還財源及償還豫定表

何 某	何 某	轉廢業者 ノ氏名	資産ノ内容		数量	引取 引取價額	金銭ノ給付	其他何々	合計	備考
			一、 倉工店建 庫場舖物	一、 宅土 地地						
一、 計何何 々々	一、 計何何 々々					圓圓	圓圓		圓	
						圓圓圓			圓	
									圓	
									圓	
									圓	
									圓	
									圓	
									圓	

(二) 共助計畫ノ内容

年 月 日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長 氏

名印

商工大臣名宛

申請書

當組合儀今般所屬ノ轉廢業者(何某外何名)ニ對シ(營業用資産ノ引取、金錢ノ給付、其他何々)ノタメ共助資金ヲ借入申込候ニ付借入ノ上ハ利子補給相成度借入申込書寫相添此段及申請候也

年 月 日

主タル事務所ノ所在地

國民更生金庫

理事長 氏

名印

商工大臣名宛

共助資金貸付報告書

今般別紙ノ通貨付仕候條共助資金取扱要綱第四ノ規定ニ依リ此段及報告候也

元利金償還年次表

借受主體 何々組合

貸付元金	利率 圓	貸付年月日	年 月 日	
		最終償還期日	年	月
償還期日	貸付現在額	償 還 額		
		償還元金	利 息	計

別紙

- 一、貸付番號
 - 二、借受主體
 - 三、貸付年月日
 - 四、貸付金額
 - 五、貸付金ノ用途
 - 六、利率
 - 七、償還方法
 - 八、据置期限
 - 九、最終償還期日
- 第何々組合 年 月 日
- 轉廢業者ノ營業用資産ノ引取、金錢ノ給付、其他何々
- 半年賦(又ハ何々) 年 分 厘
- 年 月 日

注意事項 本報告書ニハ償還年次表ヲ必ず添付スルコト

別紙様式第四號

年 月 日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長 氏

名

商工大臣名宛

共助資金借入利子補給金交付請求書

昭和 年 月 日 附商工省指令 振第

號ニ依リ共助資金借入利子補給方指令相

成候處右指令ニ基キ昭和 年度 何半期分利子 何圓 何錢也支拂期限到達致候ニ付

補給金交付相成度指令附帶ノ命令條項第二ニ依リ關係書類相添此段及請求候也

添付書類

	借受	借入	借入	利率	据置	最終償	利子支	利子補給金	備考
	金額	現在額	期限	還期限	拂期限	上	何		
								下	

別紙様式第五號

年 月

日
主タル事務所ノ所在地

何々組合
理事長

氏名[㊦]

商工大臣名宛

共助資金一部繰上償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通一部繰上償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此段及御報告候也

記

一、借入 年 月 日

二、借入金 金額

三、契約上ノ最終償還期日

四、年次表ニ依ル償還金額

五、一部繰上償還年月日

六、償還金額

七、一部繰上償還後ノ元金残高

注意事項 繰上償還後ノ變更年次表ヲ必ず添付スルコト

別紙様式第六號

年 月 日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長 氏

名[㊦]

商工大臣名宛

共助資金償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通全額償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此段及御報告候也

記

一、借入 年 月 日

二、借入金 金額

三、契約上ノ最終償還期日

四、償還 年 月 日

(六) 菓子工業整理統合要綱

菓子工業者ノ整理統合ニ關スル件

(昭和十六年十月十六日十六食第七三四九號)
農林省總務局長農林省食品局長ヨリ各地方長官宛通牒)

菓子ノ配給統制ニ關シテハ曩ニ通牒致置候菓子配給統制要綱ニ依リ之ヲ實施シツツアル處計畫配給ノ圓滑適正ヲ期スル爲ニハ菓子ノ規格及品種ノ單純化ヲ圖リ以テ計畫的生產ニ移行セシムルノ要アルト共ニ之ニ對應シテ企業經營ノ合理化ヲ圖リ他面勞務動員計畫遂行ニ資スル爲現在ニ於ケル菓子工業者ニ付適正ナル整理統合ヲ爲スノ要アルニ鑑ミ先般來日本菓子工業組合聯合會ヲシテ銳意之ガ研究ヲ爲サシメツツ有之候處今般別紙ノ通菓子工業整理統合要綱ノ成案ヲ得候ニ付テハ適切ナル措置ト被認ヲ以テ之ニ依リ菓子工業者ノ整理統合ヲ實施スルコトト致度候條貴管下ニ於ケル菓子工業者ニ對シ左記ニ依リ可然御指導相煩度此段及通牒候也

追而毎月末ニ於ケル整理統合ノ進捗狀況ニ關シテハ翌月十日迄ニ報告相成度尙整理統合ニ依リ生ズル餘剩設備ニ關シテハ國民更生金庫等ノ利用方ニ關シ目下準備中ニ付爲念申添候

記

一、要綱ニ整理統合ノ範圍ノ基準量ハ地方實情ニ應ジ適切ナル標準ニ變更シ得ルモノトスルモ右ノ

場合ハ豫メ變更セントスル理由、其ノ基準量及當該地區ニ於ケル生産者數ヲ具シ本省ニ打合スルコト

二、要綱二(一)廢業ノ場合ノ米菓業者等ノ使用原料タル米類等ノ受給期間ヲ變更スル場合ハ豫メ變更セントスル理由及變更起算日竝ニ其ノ期間ヲ本省ニ打合スルコト

菓子工業者ノ整理統合ニ關スル件

(昭和十六年十月十六日十六食局第四八五三號)
農林省食品局長ヨリ日菓工聯理事長宛通牒)

昭和十六年九月十日貴聯合會臨時總會ニ於テ決議セル轉廢業對策要綱ニ關シテハ別紙ノ通改訂ノ上實施相成様致度此段及通牒候也

菓子工業者ノ整理統合ニ關スル件

(昭和十六年十月十六日十六食第七三四九號)
農林省總務局長農林省食品局長ヨリ日菓工聯理事長宛通牒)

今般貴聯合會ニ於テ企圖セラレタル整理統合要綱ニ基ク菓子工業ノ統合ハ時局下適切ナルモノト被認ニ付本日別紙ノ通各地方長官及關係方面ニ對シ通牒致置候條所屬組合ニ對シ整理統合ニ當リテハ夫々地方長官ノ指示ヲ受ケシメ萬遺憾ナカラムル様可然取計相成度此段及通牒候也

菓子工業整理統合要綱通牒ニ關スル件

(昭和十六年十月廿一日日菓發第一一五六號)
日菓工聯理事長ヨリ各道府縣菓子工聯宛通牒)

昭和十六年九月十日日本會總會ニ於テ御決議相成候轉廢業對策要綱ハ其後農林省ニ於テ御審議中ノ處別紙ノ通り菓子工業整理統合要綱トシテ本月十六日附食第七三四九號ヲ以テ地方長官宛通牒相成候ニ付貴聯合會ニ於テモ右要綱ニ基キ貴府縣御當局御指導ノ下ニ即日御實施相成度此段及通牒候也

菓子工業整理統合要綱

一、根本方針

菓子規格ノ制定、品種ノ制限、配給統制ノ實施ニ加フルニ製菓原料ノ配給量益々減少ノ傾向ニアリ從ツテ菓子工業者全般ニ亘リ企業經營ノ合理化ヲ圖リ餘剩勞力ヲ國家ノ要請スル方面ニ向クル爲メ本要綱ニ依リ之ガ整理統合ヲ爲スコト

二、整理統合ノ範圍

整理統合スル者ハ主要原料一ヶ月受給量ガ原則トシテ左記基準量以下ノ者ヲ對象トス但シ地方實情ニ依リ之ヲ變更スル時ハ變更セントスル理由、其ノ基準量及當該地區ニ於ケル生産者數ヲ具シ地方長官ノ承認ヲ受クルモノトス

主要原料	基準量
砂糖	千斤
水飴	三百七十貫
米	五百五十貫
小麦粉	二百四十貫
豆類	四百貫

(一) 廢業ノ場合

(1) 廢業セントスル者ハ其ノ原料受給權ヲ全國地區菓子工業組合又ハ道府縣菓子工業組合聯合會(又ハ之ニ代ルベキ菓子工業組合)ニ移讓シ全國地區菓子工業組合又ハ道府縣菓子工業組合聯合會(又ハ之ニ代ルベキ菓子工業組合)ハ之ニ對シテ廢業交付金ヲ給與スルモノトス廢業交付金ハ申込期日ノ前月ヨリ起算シテ過去六ヶ月間ノ平均一ヶ月間ノ受給主原料ノ一ニツキ左ノ割合ニ依リ其ノ受給量ニ基キ之ヲ算定スルモノトス
(イ) 砂糖ヲ主原料トスルモノニ付キテハ

砂糖一斤(百六十匁)ニ付

金五圓ノ割

(ロ)水飴ヲ主原料トスル白飴ニ付キテハ

金五圓ノ割

一、三斤(三百六十八匁)ニ付

(ハ)米ヲ主原料トスル米菓ニ付キテハ

金五圓ノ割

三、四斤(五百四十四匁)ニ付

(ニ)小麥粉ヲ主原料トスルビスケット焼物ニ付キテハ

金五圓ノ割

一、五斤(二百四十匁)ニ付

(ホ)豆類ヲ主原料トスル煎豆、揚豆ニ付キテハ

金五圓ノ割

二、五斤(四百匁)ニ付

(2) 本要綱ニ依リ廢業交付金ヲ受クル者ハ生産(生産卸又ハ生産小賣ヲ含ム)ノ營業ヲ廢止シタル者トス、但シ組合員相互間ニ於テ原料受給權ノ讓渡ヲナシタルトキハ全國地區菓子工業組合又ハ道府縣菓子工業組合聯合會(又ハ之ニ代ルベキ菓子工業組合)ハ廢業交付金ヲ給與セザルモノトス

(3) 廢業ヲ爲シ交付金ヲ受ケントスル者ノ申込期日ハ昭和十七年一月末日限リトス

(二) 企業合同ノ場合

(1) 企業合同ハ統合ニ依ル砂糖其ノ他ノ主要原料及設備等ヲ考慮シ能率工場ヲ中心トシ最モ合理的經營ニ適合スル企業體ニ組織セシムルコト

(2) 合同ハ原則トシテ有限會社組織ニ依ラシムルコト構成人員數及地域等ヲ十分考慮シテ經營體ノ數ヲ定ムルコト

三、廢業交付金

(1) 廢業交付金ニ充當スルタメ日菓工聯及全國地區工組並ニ道府縣工聯(又ハ之ニ代ルベキ菓子工組)ニ於テハ左ノ割合ニ依リ昭和十六年九月分ヨリ徴收積立ス

日菓工聯 道府縣工聯並全國地區工組(冰糖ヲ除ク)

砂糖 一擔(百斤)ニ付 二十錢 六十錢

水飴 一罐(六貫八百匁)ニ付 三錢 九錢

米 一俵(五十六匁)ニ付 六錢 十八錢

小麥粉 一袋(二十二匁)ニ付 五錢 十五錢

豆類 一俵(六十匁)ニ付 八錢 二十四錢

(2) 廢業交付金ノ分擔割合ハ日菓工聯三割、道府縣工聯並全國地區工組(冰糖ヲ除ク)七割トス

(3) 廢業交付金ヲ支出スルタメ必要ナル場合ハ日菓工聯、道府縣工聯並ニ全國地區工組ハ更生金庫ヨリ融資ヲ受クルコト

四、整理統合促進機關

(1) 全國地區工組、道府縣工聯並ニ所屬各組合ニ轉廢業對策委員會ヲ設置シ日菓工聯並ニ道府縣當局ト連絡シ整理統合ノ調査、促進並ニ轉業ノ斡旋指導ヲナスコト

(2) 前項ノ委員會ハ必要ニ應ジ關係當局並ニ日菓工聯トノ連絡ノ上地區連絡會ヲ開催シ一層之ガ趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

パン並ニ菓子パンニ對スル整理統合基準量ニ關スル件

(昭和十六年十一月廿九日日菓十六發第一三五三號)
日菓工聯ヨリ各道府縣菓子工聯宛通牒)

頭書ノ件要綱ニ明示無キ爲御照會ノ向有之候處パン類製造專業者ニ對シテハ道府縣當局ト打合せ小麥粉ニ依リ適當ノ基準決定ノ上農林省ノ承認ヲ得テ御實施相成度、尤モ他ノ菓子トノ兼業者ニシテ砂糖ニ依リテ可ナル向キハ砂糖ヲ以テ要綱通り御實施願度爲念申添候

不許複製
〔非賣品〕

昭和十七年五月二十五日 印刷
昭和十七年五月三十日 發行

國民更生金庫と菓子製造業者資産評價

發行者
東京市京橋區橫町二ノ一日菓工聯内
森 脇 圭 一 郎

印刷者
東京市京橋區湊町三ノ二
木 藤 秀 雄

印刷所
東京市京橋區湊町三ノ二
三 豐 社 印刷 所

東京市京橋區橫町二ノ一
菓 業 會 館

日本菓子工業組合聯合會

電話京橋(56)一八九二・九九三一番
振替東京一四四六五三番

發行所

424
224

終

